

ID: 1

処分の概要	受賞の取消し		
例規名根拠条項	今治市功労賞条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第5号		
【基準】 第5条の規定による。 (取消し) 第5条 市長は、功労賞受賞者にふさわしくない行為があったときは、受賞を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7

処分の概要	開示決定の取消し		
例規名根拠条項	今治市情報公開条例 第11条の2		
例規番号	平成17年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の2の規定による。 (開示決定の取消し)</p> <p>第11条の2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の決定(以下「開示決定」という。)を取り消すことができる。</p> <p>(1) 開示の実施が可能となった日から3月の間に開示請求者の責めに帰すべき事情により開示の実施ができなかったとき。</p> <p>(2) 手数料を定められた期日までに納付しないとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 8

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市情報公開条例 第17条第1項		
例規番号	平成17年条例第19号		
<p>【基準】 第17条の規定による。 (手数料) 第17条 公文書の開示を受ける者は、別表に定める開示実施手数料を納めなければならない。</p> <p>2 手数料(次項の規定により予納する手数料を含む。)は、前納とし、市長が定める方法により納付しなければならない。ただし、市長が認めたときは、後納とすることができる。</p> <p>3 開示する公文書が大量にあると実施機関が認めるときは、開示実施手数料の概算額の範囲で実施機関が定める方法によって算出した額を開示請求に係る公文書を特定した後に予納させることができる。</p> <p>4 開示請求の取下げ、開示決定の取消しその他の事由により公文書が開示されなかった場合においても、納付された開示実施手数料は還付しない。ただし、予納した額が、開示実施手数料の額を超える場合は、その超える額については還付する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 17

処分の概要	退去命令等		
例規名根拠条項	今治市庁舎管理規則 第7条		
例規番号	平成17年規則第58号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (行為の禁止等) 第7条 庁舎管理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、当該各号に掲げる行為を禁止し、又は庁舎内若しくは庁舎構内から直ちに退去することを命ずるものとする。ただし、庁舎管理責任者が正当な理由があると認める場合又は庁内の秩序の維持及び安全の保持上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この規則により庁舎管理責任者の許可を受けるべき行為を許可を受けないでしている者その他この規則の規定に違反する行為をしている者 (2) 爆発物その他の危険物を庁舎内若しくは庁舎構内において、危険防止の措置を講じないで所持し、又は庁舎内若しくは庁舎構内に放置しようとする者 (3) 庁舎管理責任者が指定した場所以外の場所において採暖、焼却その他火気の取扱いをし、又はしようとする者 (4) 庁舎又は附属の機械器具若しくは施設等をき損するおそれのある行為をし、又はしようとする者 (5) 庁舎又は附属の機械器具若しくは施設等の美観を損じ、又はその清潔を汚す行為をし、又はしようとする者 (6) 庁舎管理責任者が立入りを禁止した場所に立ち入り、又は立ち入ろうとする者 (7) 旗、のぼり、プラカードその他これらに類する物又は拡声器、鳴り物等を庁舎内又は庁舎構内において所持し、若しくは使用し、又はこれらの物を庁舎内又は庁舎構内に持ち込もうとする者 (8) 庁舎内又は庁舎構内において、座り込みその他通行の妨害になるような行為をし、又はしようとする者 (9) 庁舎内又は庁舎構内において金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売をしようとする者 (10) 前各号に掲げるもののほか、庁内の秩序を乱し、安全をおびやかすような行為をし、又はしようとする者 			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 18

処分の概要	撤去命令等		
例規名根拠条項	今治市庁舎管理規則 第8条第1項		
例規番号	平成17年規則第58号		
【基準】	<p>第8条の規定による。 (撤去等の命令)</p> <p>第8条 庁舎管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、庁内の秩序の維持及び安全の保持のため必要があると認めるときは、直ちに、その物の所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者にその撤去又は庁舎外若しくは庁舎構外への搬出を命ずるものとする。</p> <p>(1) 庁舎内又は庁舎構内に持ち込まれた爆発物その他の危険物</p> <p>(2) 庁舎内又は庁舎構内に掲揚され、掲示され、はり付けられ、若しくは持ち込まれた旗、のぼり、懸吊幕、宣伝ビラ、プラカードその他これらに類する物又は拡声器、鳴り物等</p> <p>(3) 庁舎内又は庁舎構内に設置されたテントその他の施設</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、庁内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる物又は庁舎の安全の保持をおびやかし、若しくはおびやかすおそれがあると認められる物</p> <p>2 前項の場合において、同項各号に掲げる物の所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者が判明しないとき又はこれらの者が同項の規定による命令に従わないときは、庁舎管理責任者においてこれを撤去し、又は庁舎外若しくは庁舎構外へ搬出するものとする。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 20

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市庁舎構内駐車場条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第59号		
<p>【基準】 第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し) 第7条 市長は、第4条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合 (2) 前条各号に該当することが判明した場合 (3) 第11条各号に該当する行為をした場合 <p>(公の施設の利用における措置) 第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 21

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市庁舎構内駐車場条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第59号		
【基準】 第8条の規定による。 (使用料の納付) 第8条 使用者は、出庫までに、1回1台につき1,000円の使用料を納付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 24

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市庁舎構内駐車場条例 第13条		
例規番号	平成17年条例第59号		
【基準】	<p>第13条の規定による。 (過料)</p> <p>第13条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 25

処分の概要	使用料の徴収								
例規名根拠条項	今治市行政財産の目的外使用に関する使用料条例 第1条								
例規番号	平成17年条例第64号								
【基準】	<p>第1条及び第2条の規定による。 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度で使用させる場合に徴収する使用料に関し必要な事項を定めるものとする。 (使用料)</p> <p>第2条 使用料は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>使用の目的、態様等に応じ、土地固定資産評価額相当額の 1,000 分の 1 から 1,000 分の 3 までの範囲内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>使用の目的、態様等に応じ、建物評価額の 1,000 分の 4 から 1,000 分の 8 までの範囲内で市長が定める額に当該建物の敷地の使用料月額を加えた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>摘要</p> <ol style="list-style-type: none"> 道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号から第3号までに規定する工作物等の占用料については、今治市道路占用料徴収条例(平成17年今治市条例第233号)の例による。 自動販売機の使用料については、売上金額の20パーセント以上で市長が定める率。ただし、その使用料が月5,000円に満たない場合は、月5,000円とする。 使用期間が20日未満である場合の使用料日額は、使用料月額$\frac{1}{20}$に相当する額とする。 使用期間が1月未満のもの及び建物(人の居住の用に供するものを除く。)の使用を伴うものの使用料の額は、上表により算定した額に$\frac{110}{100}$を乗じて得た額とする。 			種別	使用料(月額)	土地	使用の目的、態様等に応じ、土地固定資産評価額相当額の 1,000 分の 1 から 1,000 分の 3 までの範囲内で市長が定める額	建物	使用の目的、態様等に応じ、建物評価額の 1,000 分の 4 から 1,000 分の 8 までの範囲内で市長が定める額に当該建物の敷地の使用料月額を加えた額
種別	使用料(月額)								
土地	使用の目的、態様等に応じ、土地固定資産評価額相当額の 1,000 分の 1 から 1,000 分の 3 までの範囲内で市長が定める額								
建物	使用の目的、態様等に応じ、建物評価額の 1,000 分の 4 から 1,000 分の 8 までの範囲内で市長が定める額に当該建物の敷地の使用料月額を加えた額								
備考									
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日						

ID: 28

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市行政財産の目的外使用に関する使用料条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第64号		
<p>【基準】 第6条の規定による。 (過料) 第6条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 428

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市公会堂条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第183号		
【基準】	<p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可申請に偽りがあったとき。</p> <p>(3) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 429

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市公会堂条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第183号		
【基準】	<p>第8条の規定による。 (使用料の納付)</p> <p>第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、特に理由があると市長が認めるときは、後納させることができる。</p> <p>2 前項の使用料は、指定期日までに納付しなければならない。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 434

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市公会堂条例 第14条及び第15条		
例規番号	平成17年条例第183号		
<p>【基準】 第14条及び第15条の規定による。 (過料) 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第6条の規定に違反した者 (2) 第11条の規定に違反した者 (3) 第12条の規定に違反した者 第15条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 436

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市民会館条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第184号		
【基準】	<p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用の許可申請に偽りがあったとき。 (3) 使用の許可の条件に違反したとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により生じた損害について使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 437

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市民会館条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第184号		
【基準】	第8条の規定による。 (使用料の納付) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、指定期日までに納付しなければならない。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 441

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市民会館条例 第14条及び第15条		
例規番号	平成17年条例第184号		
<p>【基準】 第14条及び第15条の規定による。 (過料) 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第6条の規定に違反した者 (2) 第11条の規定に違反した者 第15条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 452

処分の概要	指定の取消し等		
例規名根拠条項	今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例 第11条		
例規番号	平成18年条例第60号		
<p>【基準】 第11条の規定による。 (指定の取消し等) 第11条 市長等は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。 (2) 前条の指示に従わないとき。 (3) その他指定管理者の責任に帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 29

処分の概要	手数料の徴収
例規名根拠条項	今治市手数料条例 第1条
例規番号	平成17年条例第65号
<p>【基準】 第1条及び第2条の規定による。 (目的) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。 (手数料) 第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 印鑑登録証交付手数料 1件につき 300円 (2) 印鑑登録証再交付手数料 1件につき 300円 (3) 印鑑に関する証明書交付手数料 1通につき 300円 (4) 身分に関する証明書交付手数料 1通につき 300円 (5) 住民票記載事項の証明書(公的年金等受給権者現況届を除く。)交付手数料 1通につき 300円 (6) 租税公課に関する証明書交付手数料 1通につき 300円 (7) 土地建物に関する証明書交付手数料 1通につき 300円 (8) 納税証明書(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第97条の2に規定する証明書を除く。)交付手数料 1通につき 300円 (9) その他の証明書交付手数料 1通につき 300円 (10) 住民票の写し交付手数料 1通につき 300円 (11) 削除 (12) 戸籍の附票の謄抄本交付手数料 1通につき 300円 (13) その他の公簿、公文書、図面等の謄抄本交付手数料 1枚につき 300円 (14) 住民票の閲覧手数料 1件につき 300円 (15) 固定資産に係る台帳、図面等の閲覧(複写を含む。)手数料 1枚につき 300円 (16) 墓所使用許可書又は墓所使用権承継許可書の再交付手数料 1件につき 300円 (17) せり人登録手数料 1人につき 2,100円 (18) せり人登録更新手数料 1人につき 1,000円 (19) 仲卸業者許可手数料 1件につき 3,000円 (20) 売買参加者承認手数料 1件につき 2,100円 (21) 自動車臨時運行許可申請審査手数料 1両につき 750円 (22) 鳥獣飼養登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料 1件につき 3,400円 (23) 犬の登録手数料 1頭につき 3,000円 (24) 犬の鑑札の再交付手数料 1頭につき 1,600円 (25) 狂犬病予防注射済票交付手数料 1頭につき 550円 (26) 狂犬病予防注射済票再交付手数料 1頭につき 340円 (27) 動物の飼養又は収容許可申請手数料 1件につき(1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき) 6,010円 (28) 削除 (29) 船員手帳の交付手数料 1件につき 1,950円 (30) 船員手帳の書換え手数料 1件につき 1,950円 (31) 船員手帳の訂正手数料 1件につき 430円 (32) 船舶の航行に関する報告書の証明手数料 1通につき 2,600円 (33) 雇入契約のない船長の就退職等の証明手数料 1通につき 870円 	

- (34) 船員手帳の記載事項の証明手数料 1通につき 870円
- (35) 公有水面埋立免許料 埋立ての免許を受けたる者に帰属すべき埋立地の価額の100分の3
- (36) 国土調査成果に関する一筆座標値交付手数料 1筆につき 300円
- (37) 街区基準点等座標値交付手数料 1枚につき 300円
- (38) 街区基準点等網図交付手数料 1枚につき 300円
- (39) 道路台帳の写し交付手数料 1枚につき 300円
- (40) 道路幅員証明手数料 1通につき 300円
- (41) 屋外広告物許可申請手数料 別表のとおり
- (42) 審査請求人等に対する提出書類等の交付手数料 今治市情報公開条例(平成17年今治市条例第19号)別表の区分に応じて定める額

備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 31

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市手数料条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第65号		
【基準】	第7条の規定による。 (過料) 第7条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 9

処分の概要	督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市債権管理条例 第7条第1項		
例規番号	平成25年条例第40号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (督促手数料) 第7条 地方自治法第231条の3第1項に規定する市の債権について、前条の規定により督促状を発した場合においては、督促状1通につき100円を督促手数料として徴収する。 2 前項の督促手数料は、督促状に記載し、滞納金と同時に徴収する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 10

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	今治市債権管理条例 第8条第1項		
例規番号	平成25年条例第40号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第8条 地方自治法第231条の3第1項に規定する市の債権の納付義務を負う者は、納期限後にその債権を納付する場合においては、当該納付金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額に、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 13

処分の概要	特別利用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市広域的利用促進のための公の施設の使用の特例に関する条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第26号		
【基準】	<p>第4条の規定による。 (特別利用料の納入)</p> <p>第4条 指定施設の許可に係る使用料(以下「特別利用料」という。)は、各指定施設の使用料の5割から10割までの範囲(第8条において「減額割合」という。)で市長が定める額(第8条において「指定施設基準額」という。)を合算した額とする。</p> <p>2 いずれかの指定施設が特別利用券の有効期間中に休館の場合においても、特別利用料の減額を行わないものとする。</p> <p>3 特別利用料は、許可の際に納付しなければならない。ただし、特別の事由があると市長が認める場合は、後日納付することができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 15

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市広域的利用促進のための公の施設の使用の特例に関する条例 第9条及び第10条		
例規番号	平成18年条例第26号		
【基準】	<p>第9条及び第10条の規定による。 (過料)</p> <p>第9条 市長は、許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>第10条 市長は、詐欺その他不正の行為により、特別利用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 465

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市野間馬ハイランド条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第193号		
【基準】	<p>第11条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 466

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市野間馬ハイランド条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第193号		
【基準】	第15条の規定による。 (使用料の納付) 第15条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、指定期日までに納付しなければならない。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 469

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市野間馬ハイランド条例 第20条及び第21条		
例規番号	平成17年条例第193号		
<p>【基準】 第20条及び第21条の規定による。 (過料) 第20条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第10条第1項の許可を受けずに同項に掲げる行為をした者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第11条の規定により使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 (3) 第13条の規定に違反した者 第21条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 484

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市鈍川せせらぎ交流館条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第195号		
【基準】	<p>第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 第5条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 485

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市鈍川せせらぎ交流館条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第195号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (使用料の納付) 第9条 第3条第1号に規定する浴場の使用者は別表第1に掲げる使用料を、同条第2号に規定する貸部屋の使用者は別表第2に掲げる使用料を、納付しなければならない。 2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。ただし、特別な事由があると市長が認める場合は、後日納付することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 488

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市鈍川せせらぎ交流館条例 第16条及び第17条		
例規番号	平成17年条例第195号		
<p>【基準】 第16条及び第17条の規定による。 (過料) 第16条 市長は、この条例又は許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。 第17条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 505

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市宮窪カレイ山展望公園条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第199号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 第5条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 506

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市宮窪カレイ山展望公園条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第199号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (使用料の納付) 第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。ただし、特別な事由があると市長が認める場合は、後日納付することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 509

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市宮窪カレイ山展望公園条例 第16条及び第17条		
例規番号	平成17年条例第199号		
<p>【基準】 第16条及び第17条の規定による。 (過料) 第16条 市長は、この条例又は許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。 第17条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 511

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市しまなみの駅御島条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第204号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくはその使用若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例の規定又は使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 不正な手段により使用の許可を受けたことが判明したとき。</p> <p>(3) 第6条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 512

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市しまなみの駅御島条例 第12条		
例規番号	平成17年条例第204号		
【基準】	第12条の規定による。 (過料) 第12条 市長は、この条例又は許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 514

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第205号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 第5条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 515

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第205号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (使用料の納付) 第9条 浴場の使用者は別表第1に定める使用料を、研修室の使用者は別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。ただし、特別な事由があると市長が認める場合は、後日納付することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 518

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例 第16条及び第17条		
例規番号	平成17年条例第205号		
【基準】	<p>第16条及び第17条の規定による。 (過料)</p> <p>第16条 市長は、この条例又は許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>第17条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 520

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市営キャンプ場条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第206号		
【基準】	<p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 第4条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 521

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市営キャンプ場条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第206号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (使用料の納付) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。ただし、特別な事由があると市長が認める場合は、後日納付することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 524

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市営キャンプ場条例 第12条及び第13条		
例規番号	平成17年条例第206号		
<p>【基準】 第12条及び第13条の規定による。 (過料) 第12条 市長は、この条例又は許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。 第13条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 471

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市サイクリングターミナル条例 第14条		
例規番号	平成17年条例第119号		
<p>【基準】</p> <p>第14条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 許可を受けた使用の目的に違反したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。</p> <p>(4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認めるとき。</p> <p>(5) 公益上必要があると認めるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、ターミナルの管理上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 472

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市サイクリングターミナル条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第119号		
<p>【基準】 第15条の規定による。 (使用料の納付) 第15条 使用者は、別表に定める使用料を使用終了後直ちに、納付しなければならない。ただし、特別の事由があると市長が認める場合は、後日納付することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 475

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市サイクリングターミナル条例 第22条及び第23条		
例規番号	平成17年条例第119号		
<p>【基準】 第22条及び第23条の規定による。 (過料) 第22条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第11条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第13条の規定に違反した者 (3) 第14条の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第23条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 477

処分の概要	レンタサイクルの使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市サイクルステーション条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第194号		
【基準】 第6条の規定による。 (レンタサイクルの使用料の納付) 第6条 レンタサイクルの利用者は、別表第1に定める使用料を、許可と同時に納付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 479

処分の概要	食堂及び売店の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市サイクルステーション条例 第8条第2項		
例規番号	平成17年条例第194号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (食堂及び売店の使用の許可) 第8条 市長は、ステーション内の食堂及び売店業務を適正に遂行できるものに1年以内限り、規則で定めるところにより、その使用を許可することができる。 2 前項の規定によりその使用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を翌月の10日までに納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 482

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市サイクルステーション条例 第12条及び第13条		
例規番号	平成17年条例第194号		
<p>【基準】 第12条及び第13条の規定による。 (過料) 第12条 市長は、この条例又は許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。 第13条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 698

処分の概要	撤去命令		
例規名 根拠条項	今治市自転車駐車場条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第259号		
【基準】 第6条の規定による。 (撤去等) 第6条 第3条及び前条の規定に違反した駐車については、市長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に当該自転車等を駐車場外へ撤去を命じ、その他必要な措置をとることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 699

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市自転車駐車場条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第259号		
【基準】 第9条の規定による。 (有料駐車場の使用及び使用料) 第9条 有料駐車場の使用は、一時使用及び定期使用とし、使用者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 702

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市自転車駐車場条例 第13条		
例規番号	平成17年条例第259号		
<p>【基準】 第13条の規定による。 (過料) 第13条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 164

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市朝倉ふれあい交流センター条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第101号		
【基準】	<p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 第4条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 165

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市朝倉ふれあい交流センター条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第101号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (使用料の納付) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 168

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市朝倉ふれあい交流センター条例 第12条及び第13条		
例規番号	平成17年条例第101号		
<p>【基準】 第12条及び第13条の規定による。 (過料) 第12条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第3条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第6条の規定に違反した者 (3) 第7条第1項の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第13条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 181

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名根拠条項	今治市営体育館条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第112号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。 (2) 許可の申請に偽りがあったとき。 (3) 使用料を納付しないとき。 (4) 施設の維持修繕上必要があると認めるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、管理上不相当と認めるとき。 <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 182

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市営体育館条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第112号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の納付) 第9条 使用者は、別表第2及び別表第3に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 186

処分の概要	物品販売許可の取消し		
例規名 根拠条項	今治市営体育館条例 第13条		
例規番号	平成17年条例第112号		
【基準】	<p>第13条の規定による。 (物品販売許可の取消し)</p> <p>第13条 市長は、物品販売者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 営業上不当又は不正行為があると認めるとき。 (2) 法令、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 収支計算書に不誠実な記載をしたと認めるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、管理上不適當と認めるとき。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 187

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市営体育館条例 第18条及び第19条		
例規番号	平成17年条例第112号		
<p>【基準】 第18条及び第19条の規定による。 (過料)</p> <p>第18条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第4条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項(第6条第3項及び第12条第3項において準用する場合を含む。)の許可の条件に違反した者 (2) 第6条第1項の承認を受けずに同項に規定する行為をした者 (3) 第7条の規定に違反した者 (4) 第8条の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 (5) 第12条第1項の許可を受けずに物品の販売をした者 (6) 第13条の規定により許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 (7) 第15条の規定により入館を拒否し、又は退館を命じたにもかかわらず、これに従わない者 <p>第19条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 188

処分の概要	人員の配置命令		
例規名 根拠条項	今治市営体育館条例施行規則 第11条		
例規番号	令和4年規則第39号		
【基準】 第11条の規定による。 (人員の配置) 第11条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し秩序維持に必要な人員の配置を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 190

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市営スポーツランド条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第113号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 使用料を納付しないとき。</p> <p>(5) 管理上不相当と認めるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 191

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市営スポーツランド条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第113号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (使用料の納付) 第9条 使用者は、別表第3から別表第6までに定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 196

処分の概要	物品販売等の許可の取消し		
例規名 根拠条項	今治市営スポーツランド条例 第16条		
例規番号	平成17年条例第113号		
【基準】	<p>第16条の規定による。 (物品販売等の許可の取消し)</p> <p>第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第13条第1項又は第14条の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 営業上不当又は不正な行為があると認めるとき。 (2) 法令、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 収支計算書に不誠実な記載をしたと認めるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不適當と認めるとき。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 197

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市営スポーツランド条例 第19条及び第20条		
例規番号	平成17年条例第113号		
<p>【基準】 第19条及び第20条の規定による。 (過料) 第19条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第4条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項(第15条において準用する場合を含む。)の許可の条件に違反した者 (2) 第7条の規定に違反した者 (3) 第8条の規定により許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 (4) 第16条の規定に基づき許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第20条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 199

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名根拠条項	今治市営運動場条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第114号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用料を納付しないとき。</p> <p>(3) 市において直接使用の必要を生じたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、運動場の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 200

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市営運動場条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第114号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用料の納付) 第7条 使用者は、別表第1から別表第6までに定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 206

処分の概要	物品販売許可等の取消し		
例規名 根拠条項	今治市営運動場条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第114号		
<p>【基準】 第15条の規定による。 (物品販売の許可等の取消し) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条、第12条第1項又は第13条の許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令、この条例又はこの条例に基づく規則により発する命令に違反したとき。 (2) 営業上不当又は不正行為があると認めるとき。 (3) 収支計算書に不誠実な記載をしたと認めるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、管理上不適當と認めるとき。 			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 207

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市営運動場条例 第18条及び第19条		
例規番号	平成17年条例第114号		
<p>【基準】 第18条及び第19条の規定による。 (過料) 第18条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第3条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項(第14条において準用する場合を含む。)の許可の条件に違反した者 (2) 第5条の規定に違反した者 (3) 第6条の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 (4) 第11条、第12条第1項又は第13条の許可を受けずに、これらに規定する行為をした者 (5) 第15条の規定により許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第19条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 209

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市B & G海洋センター条例 第9条第1項		
例規番号	平成17年条例第115号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 使用料を納付しないとき。</p> <p>(5) 管理上不相当と認めるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 210

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市B & G海洋センター条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第115号		
<p>【基準】 第10条の規定による。 (使用料の納付) 第10条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 215

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市B & G海洋センター条例 第18条及び第19条		
例規番号	平成17年条例第115号		
<p>【基準】 第18条及び第19条の規定による。 (過料)</p> <p>第18条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第5条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の許可の条件に違反した者 (2) 第8条の規定に違反した者 (3) 第9条(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者</p> <p>第19条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 217

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市宮窪石文化運動公園条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第116号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用等の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 218

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市宮窪石文化運動公園条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第116号		
【基準】	第9条の規定による。 (使用料の納付) 第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 223

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市宮窪石文化運動公園条例 第16条及び第17条		
例規番号	平成17年条例第116号		
<p>【基準】 第16条及び第17条の規定による。 (過料) 第16条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第4条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の許可の条件に違反した者 (2) 第7条の規定に違反した者 (3) 第8条(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第17条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 225

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名根拠条項	今治市みやくぼ石文化交流館条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第200号		
【基準】	<p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 第4条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 226

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市みやくぼ石文化交流館条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第200号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (使用料の納付) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。ただし、特別の事由があると市長が認める場合は、後日納付することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 229

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市みやくぼ石文化交流館条例 第12条及び第13条		
例規番号	平成17年条例第200号		
【基準】	<p>第12条及び第13条の規定による。 (過料)</p> <p>第12条 市長は、この条例又は許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>第13条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 231

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市営ゲートボール場条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第117号		
【基準】	<p>第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用の許可の条件に違反したとき。 (3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。 (4) 市において直接使用の必要を生じたとき。 (5) 施設の維持修繕上必要があると認めるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、ゲートボール場の管理上特に必要があると認めるとき。 <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 232

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市営ゲートボール場条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第117号		
<p>【基準】 第10条の規定による。 (過料) 第10条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第3条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第5条の規定に違反した者 (3) 第6条の規定により許可の条件を変更し、又は使用の停止若しくは使用の許可の取消しを命じたにもかかわらず、これに従わない者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 235

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市立学校運動場夜間照明施設条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第118号		
<p>【基準】 第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用の許可の条件に違反したとき。 (3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (4) 使用料を納付しないとき。 (5) 管理上不相当と認めるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。 <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 236

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市立学校運動場夜間照明施設条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第118号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (使用料の納付) 第9条 夜間照明施設の使用料は、1時間までごとに1,020円とし、使用者は、使用時間に応じた使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 239

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市立学校運動場夜間照明施設条例 第14条及び第15条		
例規番号	平成17年条例第118号		
【基準】	<p>第14条及び第15条の規定による。 (過料)</p> <p>第14条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第4条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者</p> <p>(2) 第7条の規定に違反した者</p> <p>(3) 第8条の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者</p> <p>第15条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 94

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市河野美術館条例 第13条		
例規番号	平成17年条例第90号		
<p>【基準】</p> <p>第13条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。 (2) 使用の許可を受けた目的に違反したとき。 (3) 使用の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災その他避けることができない理由により必要があると認めるとき。 (5) 公益上必要があると認めるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、美術館の管理上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 95

処分の概要	使用料等の徴収		
例規名根拠条項	今治市河野美術館条例 第14条		
例規番号	平成17年条例第90号		
<p>【基準】 第14条の規定による。 (使用料等の納付) 第14条 美術館の展示物を観覧する者は、別表第1に定める観覧料を観覧の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。 2 特別使用する者は、別表第2に定める特別使用料を納付しなければならない。 3 有料施設を使用する者は、別表第3に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 98

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市河野美術館条例 第19条及び第20条		
例規番号	平成17年条例第90号		
<p>【基準】 第19条及び第20条の規定による。 (過料) 第19条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第10条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第12条の規定に違反した者 (3) 第13条の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第20条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 101

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市玉川近代美術館条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第91号		
【基準】	<p>第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可を受けた目的に違反したとき。</p> <p>(3) 使用の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。</p> <p>(4) 天災その他避けることができない理由により必要があると認めるとき。</p> <p>(5) 公益上必要があると認めるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、美術館の管理上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 102

処分の概要	使用料等の徴収		
例規名根拠条項	今治市玉川近代美術館条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第91号		
【基準】	<p>第7条の規定による。 (使用料等の納付)</p> <p>第7条 美術館の展示物を観覧する者は、別表第1に掲げる観覧料を観覧の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。</p> <p>2 特別使用する者は、別表第2に定める特別使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 文化交流館を使用する者は、別表第3に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 105

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市玉川近代美術館条例 第15条及び第16条		
例規番号	平成17年条例第91号		
<p>【基準】 第15条及び第16条の規定による。 (過料)</p> <p>第15条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第3条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第5条の規定に違反した者 (3) 第6条の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 (4) 第10条の規定に違反した者</p> <p>第16条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和6年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 108

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市大三島美術館条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第92号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可を受けた目的に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 天災その他避けることができない理由により必要があると認めるとき。</p> <p>(5) 公益上必要があると認めるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、美術館の管理上特に必要があると認めるとき。、</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 109

処分の概要	使用料等の徴収		
例規名根拠条項	今治市大三島美術館条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第92号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料等の納付) 第7条 美術館の展示物を観覧する者は、別表第1に掲げる観覧料を観覧の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。 2 特別使用する者は、別表第2に定める特別使用料を納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 112

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市大三島美術館条例 第11条及び第12条		
例規番号	平成17年条例第92号		
<p>【基準】 第11条及び第12条の規定による。 (過料)</p> <p>第11条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第3条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第5条の規定に違反した者 (3) 第6条の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 (4) 第10条の規定に違反した者</p> <p>第12条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和6年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 115

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名根拠条項	今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例 第6条		
例規番号	平成23年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。 (2) 使用の許可を受けた目的に違反したとき。 (3) 使用の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災その他避けることができない理由により必要があると認めるとき。 (5) 公益上必要があると認めるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、ミュージアムの管理上特に必要があると認めるとき。 <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 116

処分の概要	使用料等の徴収		
例規名根拠条項	今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例 第7条		
例規番号	平成23年条例第3号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料等の納付) 第7条 ミュージアムの展示物を観覧する者は、別表第1に定める観覧料を観覧の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納することができる。 2 特別使用する者は、別表第2に定める特別使用料を納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 119

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例 第11条及び第12条		
例規番号	平成23年条例第3号		
【基準】	<p>第11条及び第12条の規定による。 (過料)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第3条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者</p> <p>(2) 第5条の規定に違反した者</p> <p>(3) 第6条の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者</p> <p>第12条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 122

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名根拠条項	今治市村上海賊ミュージアム条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第93号		
【基準】	<p>第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可を受けた目的に違反したとき。</p> <p>(3) 使用の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 天災その他避けることができない理由により必要があると認めるとき。</p> <p>(5) 公益上必要があると認めるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、ミュージアムの管理上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 123

処分の概要	使用料等の徴収		
例規名 根拠条項	今治市村上海賊ミュージアム条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第93号		
【基準】	<p>第9条の規定による。 (使用料等の納付)</p> <p>第9条 施設を使用する者は、別表第1に定める使用料を指定期日までに納付しなければならない。</p> <p>2 ミュージアムの展示物を観覧しようとする者は、別表第2に定める観覧料を観覧の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。</p> <p>3 特別使用する者は、別表第3に定める特別使用料を納付しなければならない。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 126

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市村上海賊ミュージアム条例 第17条及び第18条		
例規番号	平成17年条例第93号		
<p>【基準】 第17条及び第18条の規定による。 (過料)</p> <p>第17条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第4条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第7条の規定に違反した者 (3) 第8条の規定により許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 (4) 第14条の規定に違反した者</p> <p>第18条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和6年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 129

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治城条例 第13条		
例規番号	平成17年条例第94号		
<p>【基準】</p> <p>第13条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。 (2) 使用の許可を受けた目的に違反したとき。 (3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (4) 天災その他避けることができない理由により必要があると認めるとき。 (5) 公益上必要があると認めるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、今治城の管理上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 130

処分の概要	使用料等の徴収		
例規名 根拠条項	今治城条例 第14条		
例規番号	平成17年条例第94号		
<p>【基準】 第14条の規定による。 (使用料等の納付)</p> <p>第14条 天守閣、多聞櫓(やぐら)、武具櫓(やぐら)、御金櫓(やぐら)、山里櫓(やぐら)及び鉄(くろがね)御(ご)門に入場する者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。ただし、特別の催物等を行う場合の観覧料は、市長がその都度定める額とする。</p> <p>2 駐車場を使用する者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 収蔵品を特別使用する者は、別表第3に定める特別使用料を納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の観覧料は、観覧の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 133

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治城条例 第21条及び第22条		
例規番号	平成17年条例第94号		
<p>【基準】 第21条及び第22条の規定による。 (過料) 第21条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第10条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第12条の規定に違反した者 (3) 第13条の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第22条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 150

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市吉海郷土文化センター条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第98号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可を受けた目的に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 天災その他避けることができない理由により必要があると認めるとき。</p> <p>(5) 公益上必要があると認めるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、文化センターの管理上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 151

処分の概要	使用料等の徴収		
例規名 根拠条項	今治市吉海郷土文化センター条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第98号		
【基準】	<p>第7条の規定による。 (使用料等の納付)</p> <p>第7条 文化センターの展示物を観覧する者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の観覧料は、使用許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。</p> <p>3 有料施設を使用する者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、後納とすることができる。</p> <p>4 特別使用する者は、別表第3に定める特別使用料を納付しなければならない。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 154

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市吉海郷土文化センター条例 第11条及び第12条		
例規番号	平成17年条例第98号		
<p>【基準】 第11条及び第12条の規定による。 (過料) 第11条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第3条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第5条の規定に違反した者 (3) 第6条の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第12条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 157

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市上浦歴史民俗資料館条例 第14条		
例規番号	平成17年条例第100号		
<p>【基準】</p> <p>第14条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。 (2) 許可を受けた使用の目的に違反したとき。 (3) 許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災その他避けることができない理由により必要があると認めるとき。 (5) 公益上必要があると認めるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、資料館の管理上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 158

処分の概要	使用料等の徴収		
例規名根拠条項	今治市上浦歴史民俗資料館条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第100号		
<p>【基準】 第15条の規定による。 (使用料等の納付) 第15条 資料館の展示物を観覧する者は、別表第1に定める観覧料を観覧の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。 2 多目的ホール、ホワイエ(ロビー)、会議室、研修室又は研修ホールを使用する者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 3 特別使用する者は、別表第3に定める特別使用料を納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 161

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市上浦歴史民俗資料館条例 第21条及び第22条		
例規番号	平成17年条例第100号		
<p>【基準】 第21条及び第22条の規定による。 (過料) 第21条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第10条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第13条の規定に違反した者 (3) 第14条の規定により許可の条件を変更し、又は許可を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第22条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 443

処分の概要	運賃の徴収
例規名根拠条項	今治市さざなみ渡船条例 第7条
例規番号	平成17年条例第185号
<p>【基準】</p> <p>第7条から第11条までの規定による。 (運賃)</p> <p>第7条 使用者は、次に掲げる運賃を前納しなければならない。ただし、特別な事由があると市長が認める場合は、後日納付することができる。</p> <p>(1) 旅客運賃 別表第1 (2) 旅客定期運賃 別表第2 (3) 手荷物運賃 別表第3 (4) 小荷物運賃 別表第4 (小児旅客運賃)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者については、当該各号に掲げるところにより、小児旅客運賃(10円未満の端数は切り上げる。)を適用する。</p> <p>(1) 小学生 別表第1又は別表第2の運賃の5割引とする。 (2) 1歳以上の小学校入学前の幼児 別表第1又は別表第2の運賃の5割引とする。ただし、大人(小児旅客運賃を適用されない者をいう。以下同じ。)に同伴されて乗船する者(別表第2の適用を受ける場合を除く。)については、当該大人の人数の範囲内の者は無料とする。 (3) 1歳未満の乳児 無料 (障害者旅客運賃)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する者については、別表第1若しくは別表第2の運賃又は前条の小児旅客運賃の5割引(10円未満の端数は切り上げる。)とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者 (2) 療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)による療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けている者 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとするときは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。</p> <p>3 第1種と記載された身体障害者手帳、障害程度がAである療育手帳又は障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者(別表第2の適用を受ける場合を除く。)の付添いとして乗船する介護人(障害者1人につき1人に限る。)については、別表第1の運賃の5割引(10円未満の端数は切り上げる。)とする。 (団体旅客運賃)</p> <p>第10条 同一区間を同一便で旅行する者(付添い人を含む。)で構成された15名以上の旅客運賃について次の割引を適用する。ただし、各個人の割引後の10円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(1) 一般団体旅客運賃 旅客運賃の1割引とする。 (2) 学生団体旅客運賃 旅客運賃の3割引とする。ただし、小児旅客運賃の適用を受ける者については、小児旅客運賃の1割引とする。 (重複割引の禁止)</p> <p>第11条 前3条に規定する割引運賃は、重複して適用しない。</p>	
備考	

設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 446

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市さざなみ渡船条例 第14条		
例規番号	平成17年条例第185号		
<p>【基準】 第14条の規定による。 (過料) 第14条 市長は、詐欺その他不正の行為により、運賃の徴収を免れた者に対しては、当該運賃のほかにその2倍に相当する金額以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 448

処分の概要	運賃の徴収
例規名根拠条項	今治市せきぜん渡船条例 第7条
例規番号	平成17年条例第186号
<p>【基準】</p> <p>第7条から第13条までの規定による。 (運賃)</p> <p>第7条 使用者は、次に掲げる運賃を前納しなければならない。ただし、特別な事由があると市長が認める場合は、後日納付することができる。</p> <p>(1) 旅客運賃 別表第1 (2) 旅客定期運賃 別表第2 (3) 手荷物運賃 別表第3 (4) 小荷物運賃 別表第4 (5) 貨物運賃 別表第5 (6) 自動車航送運賃 別表第6 (小児旅客運賃)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者については、当該各号に掲げるところにより、小児旅客運賃(10円未満の端数は切り上げる。)を適用する。</p> <p>(1) 小学生 別表第1又は別表第2の運賃の5割引とする。 (2) 1歳以上の小学校入学前の幼児 別表第1又は別表第2の運賃の5割引とする。ただし、大人(小児旅客運賃を適用されない者をいう。以下同じ。)に同伴されて乗船する者(別表第2の適用を受ける場合を除く。)については、当該大人の人数の範囲内の者は無料とする。 (3) 1歳未満の乳児 無料 (障害者旅客運賃)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する者については、別表第1若しくは別表第2の運賃又は前条の小児旅客運賃の5割引(10円未満の端数は切り上げる。)とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者 (2) 療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)による療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けている者 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとするときは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。</p> <p>3 第1種と記載された身体障害者手帳、障害程度がAである療育手帳又は障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者(別表第2の適用を受ける場合を除く。)の付添いとして乗船する介護人(障害者1人につき1人に限る。)については、別表第1の5割引(10円未満の端数は切り上げる。)とする。 (団体旅客運賃)</p> <p>第10条 同一区間を同一便で旅行する者(付添い人を含む。)で構成された15人以上の旅客運賃について次の割引を適用する。ただし、各個人の割引後の10円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(1) 一般団体旅客運賃 旅客運賃の1割引とする。 (2) 学生団体旅客運賃 旅客運賃の3割引とする。ただし、小児旅客運賃の適用を受ける者については、小児旅客運賃の1割引とする。 (その他の割引)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する者については、当該各号に掲げるところにより運賃の割引をすることができる。</p>	

- (1) 往復運賃割引 旅客運賃にあつては、旅客が往復1回乗船する場合に、自動車航送運賃は、自動車1台(当該自動車の運転手1人を含む。)が往復1回乗船する場合に、それぞれの復路運賃を1割引とする。ただし、割引後の10円未満の端数は切り上げる。
 - (2) 回数運賃割引 旅客運賃にあつては、旅客が同一区間を11回乗船する場合に、自動車航送運賃にあつては、同一の自動車が同一区間を11回乗船する場合に、それぞれの運賃を、乗船区間の片道運賃の10倍の額とする。
 - (3) 貨物運賃割引 貨物運賃にあつては、荷送人1人につき1回で6個以上の運送を委託する場合、5個を超える貨物については、2割引とする。ただし、各貨物の割引後の10円未満の端数は切り上げる。
- (重複割引の禁止)

第12条 前4条に規定する割引運賃は、重複して適用しない。

(自動車航送運賃の割増)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者については、当該各号に掲げるところにより運賃の割増をすることができる。ただし、割増後の10円未満の端数は切り上げるものとする。

- (1) 自動車に搭載されている荷物が当該自動車の幅を超えて積載されている場合については、当該超えている荷物の幅25センチメートルごとを単位として当該自動車航送運賃の1割増とする。
- (2) 危険物船舶運送及び貯蔵規則により旅客との混載が禁止されている物品その他旅客の安全を害するおそれがある物品を積載する自動車については、当該自動車航送運賃の7割増とする。

備考

設定年月日

令和5年3月31日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 451

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市せきぜん渡船条例 第16条		
例規番号	平成17年条例第186号		
【基準】 第16条の規定による。 (過料) 第16条 市長は、詐欺その他不正の行為により、運賃の徴収を免れた者に対しては、当該運賃のほかにその2倍に相当する金額以下の過料を科する。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 241

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市福祉センター条例 第14条第1項		
例規番号	平成17年条例第124号		
<p>【基準】</p> <p>第14条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。 (2) 許可を受けた使用の目的に違反したとき。 (3) 許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認めるとき。 (5) 公益上必要があると認めるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、福祉センターの管理上特に必要があると認めるとき。 <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 242

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市福祉センター条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第124号		
【基準】	第15条の規定による。 (使用料の納付) 第15条 使用者は、別表に定める福祉センターの施設を使用するときは、同表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、指定期日までに納付することができる。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 245

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市福祉センター条例 第22条及び第23条		
例規番号	平成17年条例第124号		
<p>【基準】 第22条及び第23条の規定による。 (過料) 第22条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第11条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第13条の規定に違反した者 (3) 第14条の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第23条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 247

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市忠霊塔条例 第12条		
例規番号	平成17年条例第125号		
<p>【基準】</p> <p>第12条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。 (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。 (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認めるとき。 (5) 公益上必要があると認めるとき。 (6) 営利を目的とするとき。 (7) 前各号に掲げる場合のほか、忠霊塔の管理上特に必要があると認めるとき。 <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 248

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市忠霊塔条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第125号		
【基準】	第15条の規定による。 (使用料の納付) 第15条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、指定期日までに納付しなければならない。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 251

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市忠霊塔条例 第20条及び第21条		
例規番号	平成17年条例第125号		
<p>【基準】 第20条及び第21条の規定による。 (過料) 第20条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第11条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第3項の許可の条件に違反した者 (2) 第12条の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 (3) 第13条の規定に違反した者 第21条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 283

処分の概要	家賃の徴収		
例規名 根拠条項	今治市グループリビング条例 第9条第1項		
例規番号	平成17年条例第139号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び第9条の規定による。 (家賃の決定及び変更)</p> <p>第8条 家賃の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 市長は、物価の変動等に伴い家賃を変更することができる。 (家賃の納付)</p> <p>第9条 市長は、入居者から入居可能日から当該入居者が退去した日まで家賃を徴収する。</p> <p>2 入居者は、毎月末(月の途中で退去した場合はその日)までにその月分を納付しなければならない。</p> <p>3 入居期間が1月に満たないときの家賃は、1月を30日として日割計算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> <p>4 入居者が第17条に規定する手続を経ないでグループリビングを立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 284

処分の概要	入居決定の取消し		
例規名 根拠条項	今治市グループリビング条例 第18条		
例規番号	平成17年条例第139号		
<p>【基準】</p> <p>第18条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (明渡し請求)</p> <p>第18条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、入居の決定を取り消し、グループリビングの明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為により入居したとき。 (2) 家賃又は入居者負担額を3月以上滞納したとき。 (3) 故意又は過失によりグループリビングを損傷したとき。 (4) 第13条から第16条までの規定に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定によりグループリビングの明渡し請求を受けた入居者は、速やかに明け渡さなければならない。この場合において、入居者は、明渡しの請求を受けた日の翌日から明渡しの日までの家賃相当額の2倍に相当する額を損害賠償金として納付しなければならない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 285

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市グループリビング条例 第19条及び第20条		
例規番号	平成17年条例第139号		
【基準】	<p>第19条及び第20条の規定による。 (過料)</p> <p>第19条 市長は、この条例又は許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>第20条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 287

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市老人ふれあいの家条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第141号		
<p>【基準】</p> <p>第11条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。 (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。 (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認めるとき。 (5) 公益上必要があると認めるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、老人ふれあいの家の管理上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 288

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市老人ふれあいの家条例 第14条		
例規番号	平成17年条例第141号		
<p>【基準】 第14条の規定による。 (入浴料) 第14条 浴場の使用者は、浴場の使用に係る料金として、1人につき320円の使用料を前納しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 291

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市老人ふれあいの家条例 第18条及び第19条		
例規番号	平成17年条例第141号		
<p>【基準】 第18条及び第19条の規定による。 (過料) 第18条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第10条第2項の許可を受けずに使用した者又は同条第4項の許可の条件に違反した者 (2) 第11条の規定により許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の停止を命じたにもかかわらず、これに従わない者 (3) 第12条の規定に違反した者 第19条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 293

処分の概要	入所の解除等		
例規名 根拠条項	今治市在宅高齢者生活管理指導短期宿泊事業条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第144号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (入所の解除等)</p> <p>第8条 市長は、前条の届出があったとき又は入所決定者が第3条の要件を欠くと認めるときは、入所を解除し、又は利用を一時停止させることができる。</p> <p>2 市長は、前条又は前項の要件に該当するときは、入所決定者及び実施施設の長に入所の解除又は利用の一時停止の通知をし、現に利用している者(以下「利用者」という。)を実施施設から退所させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 294

処分の概要	利用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市在宅高齢者生活管理指導短期宿泊事業条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第144号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び今治市在宅高齢者生活管理指導短期宿泊事業条例施行規則第8条の規定による。 (利用料)</p> <p>第9条 利用者は、別に規則で定める利用料を市長の指定する期日までに納入しなければならない。</p> <p>(利用料の額)</p> <p>第8条 条例第9条に規定する利用料は、1日当たり380円とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 297

処分の概要	貸与決定の取消し		
例規名 根拠条項	今治市高齢者福祉電話貸与に関する規則 第10条		
例規番号	平成17年規則第101号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (貸与決定の取消し)</p> <p>第10条 市長は、福祉電話の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、福祉電話の貸与決定を取り消し、福祉電話を返還させるものとする。</p> <p>(1) 第2条に規定する貸与対象者に該当しなくなった場合</p> <p>(2) 入院その他の事由により、居宅以外の場合で生活する期間が3以上にわたることが明らかに予想される場合</p> <p>(3) 虚偽の申請により福祉電話の貸与を受けた場合</p> <p>(4) 故意又は重大な過失により貸与電話を損傷した場合</p> <p>(5) 第6条第2項の規定に違反した場合</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が福祉電話を貸与する必要があると認める場合</p> <p>2 市長は、前項の貸与の取消しを行う場合は、高齢者福祉電話貸与決定取消通知書(別記様式第4号)により貸与者に通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 334

処分の概要	保険料の督促手数料の徴収		
例規名根拠条項	今治市介護保険条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第155号		
【基準】 第15条の規定による。 (保険料の督促手数料) 第15条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 335

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	今治市介護保険条例 第16条第1項		
例規番号	平成17年条例第155号		
<p>【基準】 第16条及び附則第4条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第16条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額に、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全部を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 市長は、やむを得ない理由があると認める者については、第1項の延滞金を減免することができる。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第4条 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 339

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市介護保険条例 第20条から第23条まで		
例規番号	平成17年条例第155号		
<p>【基準】 第20条から第23条までの規定による。 (過料)</p> <p>第20条 市長は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第21条 市長は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第22条 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第23条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 341

処分の概要	基準該当居宅サービス事業者の登録の取消し		
例規名根拠条項	今治市基準該当居宅サービス事業者の登録に関する規則 第9条		
例規番号	平成23年規則第11号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (基準該当居宅サービス事業者の登録の取消し) 第9条 市長は、基準該当居宅サービス事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条の登録を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基準該当居宅サービス事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、居宅サービス基準条例に規定する基準該当居宅サービス事業者が満たすべき基準又は居宅サービス基準条例に規定する基準該当居宅サービス事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。 (2) 基準該当居宅サービス事業者が、居宅サービス基準条例に規定する基準該当居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 (3) 特例居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。 (4) 基準該当居宅サービス事業者が法第23条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の提出をしたとき。 (5) 基準該当居宅サービス事業者又は基準該当居宅サービス事業所の従業者が法第23条の規定により依頼を求められてこれに応ぜず、同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による照会を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、基準該当居宅サービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該基準該当居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (6) 基準該当居宅サービス事業者が、不正の手段により第2条に規定する登録を受けたとき。 			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 253

処分の概要	登録の取消し		
例規名 根拠条項	今治市基準該当障害児通所支援事業者の登録等に関する規則 第8条		
例規番号	平成24年規則第3号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (登録の取消し)</p> <p>第8条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条第2項の規定による登録を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定障害児通所支援事業者の指定を受けたとき。 (2) 登録事業者が、第3条第2項に規定する基準を満たすことができなくなったとき。 (3) 特例障害児通所給付費の請求に不正があったとき。 (4) 登録事業者が法第57条の3の2第1項の規定により報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (5) 登録事業者が法第57条の3の2第1項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、登録事業者の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (6) 登録事業者が、不正の手段により第3条第2項の規定による登録を受けたとき。 			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 270

処分の概要	通所許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市ひよこ園条例 第7条		
例規番号	平成24年条例第10号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、通所許可を取り消し、又は通所を停止し、若しくは通所許可の条件を変更することができる。</p> <p>(1) 第5条に規定する通所対象児童に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 通所許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、ひよこ園の管理上特に必要があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 298

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第19号		
<p>【基準】 第5条の規定による。 (過料)</p> <p>第5条 市長は、正当な理由なしに、法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 市長は、正当な理由なしに、法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し10万円以下の過料を科する。</p> <p>3 市長は、法第24条第2項、第25条第2項、第51条の9第2項又は第51条の10第2項の規定による受給者証又は地域相談支援受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 300

処分の概要	登録の取消し		
例規名 根拠条項	今治市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則 第8条		
例規番号	平成18年規則第51号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (登録の取消し)</p> <p>第8条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条第2項の規定による登録を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたとき。 (2) 登録事業者が、第3条第2項に規定する基準を満たすことができなくなったとき。 (3) 特例介護給付費等の請求に不正があったとき。 (4) 登録事業者等が法第10条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (5) 登録事業者等が法第10条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、登録事業者の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (6) 登録事業者が、不正の手段により第3条第2項の規定による登録を受けたとき。 			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 302

処分の概要	登録の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市地域生活支援事業サービス提供事業者の登録に関する規則 第9条		
例規番号	平成19年規則第25号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (登録の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 登録事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、事業基準に規定する事業者が満たすべき基準又は確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(2) 登録事業者が、事業基準に規定する地域生活支援サービス事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域生活支援サービス事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(3) 地域生活支援サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(4) 登録事業者が、前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(5) 登録事業者又は事業所の従業者が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(6) 登録事業者が、不正の手段により登録を受けたとき。</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、登録事業者がこの規則に違反したとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 304

処分の概要	電話の返還命令		
例規名 根拠条項	今治市身体障害者福祉電話貸与に関する規則 第7条		
例規番号	平成17年規則第108号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 （電話器の返還） 第7条 市長は、被貸与者が福祉電話を必要としなくなったとき又は第2条の貸与対象者に該当しなくなった場合及び第5条第2項若しくは前条の規定に違反した場合は、当該電話の返還を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 306

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市障害者福祉センター条例 第4条		
例規番号	平成17年条例第147号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用許可の取消し等)</p> <p>第4条 市長は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他の利用制限をすることができる。</p> <p>(1) 集団指導又は生活指導の事由が消滅したとき。</p> <p>(2) 障害者センターの管理上支障を生じたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が取消し等を適当と認めたとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 308

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市障害者福祉センター条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第147号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 第6条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 310

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市障がい者文化体育施設条例 第13条		
例規番号	平成17年条例第148号		
<p>【基準】</p> <p>第13条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。 (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。 (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認めるとき。 (5) 公益上必要があると認めるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、サン・アビリティーズ今治の管理上特に必要があると認めるとき。 <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 311

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市障がい者文化体育施設条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第148号		
【基準】	第15条の規定による。 (使用料の納付) 第15条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 315

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市障がい者文化体育施設条例 第23条及び第24条		
例規番号	平成17年条例第148号		
<p>【基準】 第23条及び第24条の規定による。 (過料) 第23条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第12条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第3項(第18条第1項において準用する場合を含む。)の許可の条件に違反した者 (2) 第13条(第18条第3項において準用する場合を含む。)の規定により使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 (3) 第14条の規定に違反した者 (4) 第18条第1項の承認を受けずに同項に規定する行為をした者 第24条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 317

処分の概要	福祉年金の返還命令		
例規名根拠条項	今治市中心身障害者(児)福祉年金支給条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第149号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (福祉年金の返還) 第8条 市長は、偽りその他不正の手段により福祉年金の支給を受けた者に対しては、既に支給した福祉年金の全部又は一部の返還を命ずることができる。第6条第1項の届出を怠ったことにより不当に受けた福祉年金についても、同様とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 346

処分の概要	登録の取消し		
例規名 根拠条項	今治市障害者地域活動支援センター条例 第11条の2		
例規番号	平成17年条例第159号		
<p>【基準】 第11条の2の規定による。 （登録の取消し） 第11条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 前条第1項の登録を受けた者(以下「使用者」という。)が、第10条の要件に該当しなくなったとき。 (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (3) センターの管理上支障があるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの使用者としてふさわしくないと市長が認めるとき。 			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 348

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名根拠条項	今治市さざなみ園条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第160号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他の利用制限をすることができる。</p> <p>(1) 集団指導又は生活指導の事由が消滅したとき。 (2) さざなみ園の管理上支障を生じたとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が退所及び利用の停止を適当と認めたとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 34

処分の概要	手数料の徴収		
例規名根拠条項	今治市島しょ診療所手数料条例 第1条		
例規番号	平成17年条例第67号		
【基準】	<p>第1条及び第2条の規定による。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、診断に関する特定の者のためにする事務については、この条例の定めるところにより、手数料を徴収する。</p> <p>(手数料)</p> <p>第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 診断書及び検案書交付手数料 別表第1のとおり</p> <p>(2) その他の証明書交付手数料 別表第2のとおり</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 343

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市中央保健センター条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第158号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 第5条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 344

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市中央保健センター条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第158号		
<p>【基準】 第11条の規定による。 (過料) 第11条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第5条の規定に基づき使用を制限したにもかかわらず、これに従わない者 (2) 第7条の規定に違反した者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 351

処分の概要	給湯の停止及び取消し		
例規名 根拠条項	今治市湯ノ浦温泉条例 第11条第1項		
例規番号	平成17年条例第162号		
<p>【基準】</p> <p>第11条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (給湯の停止及び取消し)</p> <p>第11条 市長は、使用者がこの条例及び温泉法その他の法令の規定に違反したとき並びに次の各号のいずれかに該当したときは、給湯を停止し、又は温泉の使用許可を取り消すことができる。この場合において市が損害を受けたときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(1) 第7条の規定に違反したとき。 (2) 使用料、負担金等を指定期限内に納付しないとき。 (3) 市の係員が行う給湯施設の検査又は検針を正当な理由なく拒み、又は妨害したとき。 (4) 温泉を3月以上使用せず、かつ、使用者の所在が不明のとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が給湯の停止又は使用許可の取消しを必要と認めたとき。</p> <p>2 前項の規定により温泉の使用を停止され、又はその使用許可を取り消されたために、使用者が損害を受けても、市は、賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 353

処分の概要	温泉使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市湯ノ浦温泉条例 第16条		
例規番号	平成17年条例第162号		
<p>【基準】</p> <p>第16条及び第17条の規定による。 (温泉使用料の徴収)</p> <p>第16条 温泉使用料(以下「使用料」という。)は、使用者から徴収する。 2 使用料は、2月ごとに徴収する。 3 使用料は、使用を開始した日から徴収する。 (使用料)</p> <p>第17条 使用料は、次により算定した額とする。 (1) 基本使用料 1月 2,750円 (2) 使用湯量ごとの使用料 ア 200立方メートルまで 1立方メートルにつき120円 イ 200立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき154円</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 355

処分の概要	負担金の徴収		
例規名根拠条項	今治市湯ノ浦温泉条例 第23条		
例規番号	平成17年条例第162号		
【基準】	第23条の規定による。 (負担金) 第23条 第5条第1項の使用許可を受けた日から1年経過しても温泉の使用を開始しない場合は、その翌月から使用開始までの間、第17条の基本使用料相当額を負担金として徴収する。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 356

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市湯ノ浦温泉条例 第25条及び第26条		
例規番号	平成17年条例第162号		
<p>【基準】 第25条及び第26条の規定による。 (過料) 第25条 市長は、この条例又は許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。 第26条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 358

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市湯ノ浦温泉スタンド条例 第4条		
例規番号	平成17年条例第163号		
【基準】	第4条の規定による。 (使用料等) 第4条 温泉スタンドの使用料は95リットルまでごとに100円とし、給湯量は1回当たり475リットルを限度とする。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 361

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市湯ノ浦温泉スタンド条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第163号		
【基準】	第9条の規定による。 (過料) 第9条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 363

処分の概要	権利金の徴収		
例規名 根拠条項	今治市玉川鉱泉供給条例 第7条第1項		
例規番号	平成20年条例第21号		
【基準】	<p>第7条の規定による。 (権利金)</p> <p>第7条 第5条第1項前段の許可を受けた者は、直ちに10万円の権利金を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の権利金は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 366

処分の概要	供給の停止及び取消し		
例規名 根拠条項	今治市玉川鉱泉供給条例 第11条		
例規番号	平成20年条例第21号		
【基準】	<p>第11条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (供給の停止及び取消し)</p> <p>第11条 市長は、使用者がこの条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反したとき並びに次の各号のいずれかに該当したときは、鉱泉の供給を停止し、又は鉱泉の使用許可を取り消すことができる。この場合において、市が損害を受けたときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(1) 使用料を指定期限内に納付しないとき。 (2) 鉱泉を3月以上使用せず、かつ、使用者の所在が不明のとき。 (3) 前各号に掲げる場合のほか、市長が鉱泉の供給の停止又は使用許可の取消しを必要と認めたとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 367

処分の概要	鉱泉使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市玉川鉱泉供給条例 第15条		
例規番号	平成20年条例第21号		
【基準】	<p>第15条の規定による。 (使用料の徴収)</p> <p>第15条 市長は、次に掲げる鉱泉使用料(以下「使用料」という。)を、使用者から2月ごとに徴収する。</p> <p>(1) 基本使用料 1月2,750円 (2) 使用湯量ごとの使用料 1立方メートルごとに105円</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 369

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市玉川鉱泉供給条例 第21条及び第22条		
例規番号	平成20年条例第21号		
<p>【基準】 第21条及び第22条の規定による。 (過料) 第21条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第5条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第3項の許可の条件に違反した者 (2) 第9条の規定に違反し、市長の許可を受けずに受給装置の工事を施行した者 (3) 第11条の規定により許可を取り消し、又は使用を停止したにもかかわらず、これに従わない者 第22条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 371

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市玉川温泉スタンド条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第165号		
【基準】	第5条の規定による。 (使用料等) 第5条 温泉スタンドの使用料は95リットルまでごとに100円とし、給湯量は1回当たり475リットルを限度とする。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 374

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市玉川温泉スタンド条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第165号		
【基準】 第11条の規定による。 (過料) 第11条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 376

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市多目的温泉保養館条例 第12条		
例規番号	平成17年条例第166号		
<p>【基準】</p> <p>第12条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第10条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた使用の目的に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。</p> <p>(4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認めるとき。</p> <p>(5) 公益上必要があると認めるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、クアハウス今治の管理上特に必要と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 377

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市多目的温泉保養館条例 第14条		
例規番号	平成17年条例第166号		
【基準】	<p>第14条の規定による。 （使用料の納付）</p> <p>第14条 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、土曜日（7月及び8月を除く。）の一般個人1回利用の使用料は、別表第2に定める額とする。</p> <p>3 前2項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 380

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市多目的温泉保養館条例 第22条及び第23条		
例規番号	平成17年条例第166号		
<p>【基準】 第22条及び第23条の規定による。 (過料) 第22条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第10条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第3項の許可の条件に違反した者 (2) 第12条の規定により、許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 (3) 第13条の規定に違反した者 第23条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 381

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市島しょ診療所条例 第3条		
例規番号	平成17年条例第167号		
<p>【基準】 第3条の規定による。 (使用料) 第3条 診療所において診療を受ける者からは、使用料を徴収する。 2 使用料は、健康保険法(大正11年法律第70号)その他の医療保険各法に基づき厚生労働大臣が定める算定方法又は算定基準により算定した額とし、これらに定めのないもの又は法令によりこれらによらないこととされているものについては、市長が定める額とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 275

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	今治市子ども医療費助成条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第132号		
<p>【基準】 第10条の規定による。 (助成金の返還) 第10条 市長は、偽りその他不正な行為により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 279

処分の概要	助成金の返還		
例規名根拠条項	今治市ひとり親家庭医療費助成条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第133号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (助成金の返還) 第9条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 320

処分の概要	助成金の返還		
例規名根拠条項	今治市重度心身障害者医療費助成条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第150号		
【基準】 第9条の規定による。 (助成金の返還) 第9条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 327

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市国民健康保険条例 第9条から第11条まで		
例規番号	平成17年条例第153号		
<p>【基準】 第9条から第11条までの規定による。 (過料)</p> <p>第9条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第10条 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対しては、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第11条 市は、詐欺その他不正の行為によりこの条例に規定する過料の徴収を免がれた者に対しては、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 329

処分の概要	指定の取消し又は停止		
例規名根拠条項	今治市国民健康保険はり、きゅう施術規則 第16条		
例規番号	平成17年規則第121号		
【基準】	<p>第16条の規定による。 (指定の取消し又は停止)</p> <p>第16条 市長は、施術担当者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定を停止することができる。</p> <p>(1) 第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。</p> <p>(2) この規則の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が施術担当者として不相当と認めたとき。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 330

処分の概要	保険料の督促手数料の徴収		
例規名根拠条項	今治市後期高齢者医療に関する条例 第5条		
例規番号	平成20年条例第17号		
【基準】	第5条の規定による。 (保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。ただし、市長が認めたときは、これを徴収しないことができる。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 331

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	今治市後期高齢者医療に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成20年条例第17号		
<p>【基準】 第6条及び附則第3項の規定による。 (延滞金)</p> <p>第6条 法第108条の規定により普通徴収の方法による保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 市長は、やむを得ない理由があると認められる者については、第1項に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 333

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市後期高齢者医療に関する条例 第7条及び第8条		
例規番号	平成20年条例第17号		
<p>【基準】 第7条及び第8条の規定による。 (過料)</p> <p>第7条 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第8条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(本市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 266

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市児童館条例 第10条第1項		
例規番号	平成17年条例第127号		
【基準】	<p>第10条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 第7条各号に該当する行為を行ったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 268

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市児童館条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第127号		
<p>【基準】 第15条の規定による。 (過料) 第15条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第5条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第9条の規定に違反した者 (3) 第10条第1項の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したのにこれに従わない者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 272

処分の概要	手当の返還		
例規名根拠条項	今治市交通災害遺児福祉手当支給条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第131号		
【基準】 第7条の規定による。 (手当の返還) 第7条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 256

処分の概要	保育料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市認定こども園条例 第7条		
例規番号	平成26年条例第37号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び今治市認定こども園条例施行規則第7条の規定による。 (保育料)</p> <p>第7条 第5条の許可を受けた者(以下「園児の保護者」という。)は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として子どもの年齢、世帯の所得の状況等を勘案し市長が規則で定める保育料を納付しなければならない。</p> <p>2 保育料は、その月分を当該月の末日までに納付しなければならない。ただし、月の途中に入園した場合において、保育料を当該月の末日までに納付することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(保育料)</p> <p>第7条 条例第7条に規定する保育料の額は、認定こども園が行う事業の区分に応じ、それぞれ今治市子どものための教育・保育給付等に関する規則(平成27年今治市規則第39号)第6条に定める額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、今治市外の市町村において子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第3項の教育・保育給付認定を受けた者に対しては、当該教育・保育給付認定を行った市町村が決定した同法第27条第3項第2号若しくは第29条第3項第2号に掲げる額又は第30条第2項第3号若しくは第4号の市町村が定める額を保育料とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、延長保育の保育料の額は別表第1に、一時預かりの保育料は別表第2に定める額とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 259

処分の概要	入園許可の取消し		
例規名根拠条項	今治市認定こども園条例施行規則 第12条		
例規番号	平成27年規則第41号		
<p>【基準】 第12条の規定による。 (入園の許可の取消し) 第12条 市長は、子ども(1号認定子どもを除く。)が子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)に定める事由に該当しなくなったと認めたときは、認定こども園における入園の許可を取り消し、その旨を入園許可取消通知書(別記様式第2号)により保護者に通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 261

処分の概要	保育料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市保育所条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第126号		
【基準】	<p>第6条及び今治市保育所条例施行規則第7条の規定による。 (保育料)</p> <p>第6条 第4条の許可を受けた者は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として児童の年齢、世帯の所得の状況等を勘案し市長が規則で定める保育料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による保育料の納付は、その月分を毎月末日までに行わなければならない。ただし、月の途中に入所した場合において、保育料を当該月の末日までに納付することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(保育料)</p> <p>第7条 条例第6条に規定する保育料の額は、保育所が行う事業の区分に応じ、それぞれ今治市子どものための教育・保育給付等に関する規則(平成27年今治市規則第39号)第6条に定める額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、今治市外の市町村において子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第3項の教育・保育給付認定を受けた者に対しては、当該教育・保育給付認定を行った市町村が決定した同法第27条第3項第2号若しくは第29条第3項第2号に掲げる額又は第30条第2項第3号若しくは第4号の市町村が定める額を保育料とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、延長保育の保育料の額は別表第1に、一時預かりの保育料は別表第2に定める額とする。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 264

処分の概要	退所及び登所の停止		
例規名 根拠条項	今治市保育所条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第126号		
<p>【基準】 第10条の規定による。 (退所及び登所の停止) 第10条 市長は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、退所させ、又は登所の停止をさせることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童が第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 児童が理由なく1月以上登所しないとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。 			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 36

処分の概要	手数料の徴収		
例規名根拠条項	今治市計量手数料条例 第1条		
例規番号	平成17年条例第68号		
<p>【基準】 第1条及び第2条の規定による。 (目的) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、計量に関する特定の者のためにする事務については、この条例の定めるところにより、手数料を徴収する。 (手数料) 第2条 計量法(平成4年法律第51号。以下「法」という。)第19条第1項に規定する特定計量器定期検査手数料の額は、次に掲げる額とする。 (1) 非自動はかり 次に掲げる非自動式はかりの区分に応じ、それぞれ次に定める金額(最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあっては、アからウまでに掲げる金額の2倍の金額) ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき1,400円 (イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき1,800円 (ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき2,200円 (エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき3,100円 イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの 1個につき250円 ウ ア及びイに掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき500円 (イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき900円 (ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき1,500円 (エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき2,100円 (オ) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき3,700円 (カ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき6,900円 (キ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき10,700円 (ク) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき15,000円 (ケ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき19,100円 (コ) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき21,600円 (サ) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき29,800円 (シ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき51,200円 (2) 分銅又はおもり 1個につき10円 2 法第127条第3項に規定する適正計量管理事務所の指定に係る検査手数料の額は、7,400円とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 323

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市隣保館条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第152号		
【基準】	<p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 324

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市隣保館条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第152号		
<p>【基準】 第11条の規定による。 (過料) 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第6条の規定に違反した者 (2) 第7条の規定に基づき、隣保館の使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 413

処分の概要	登録の取消し		
例規名 根拠条項	今治市民活動センター条例 第13条第1項		
例規番号	平成17年条例第178号		
<p>【基準】 第13条の規定による。 (登録の取消し等) 第13条 第11条第1項の登録を受けたもの(以下「センター登録団体」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その登録を取り消すことができる。 (1) センター登録団体が解散したとき。 (2) 前条の要件に該当しないことが判明したとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。 2 前項の決定をしたときは、市長は、センター登録団体にその旨を通知する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 416

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市民活動センター条例 第17条		
例規番号	平成17年条例第178号		
<p>【基準】</p> <p>第17条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第11条第1項の登録を取り消されたもの</p> <p>(2) 詐欺その他の不正な行為により第15条又は前条第1項の許可を得たもの</p> <p>(3) 前条第3項に規定する許可の条件に違反したもの</p> <p>(4) 第19条に規定する使用料又は第22条に規定する光熱水費等実費相当額を指定期日までに納付しないもの</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したもの</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 417

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市民活動センター条例 第19条		
例規番号	平成17年条例第178号		
【基準】	<p>第19条の規定による。 (使用料の納付)</p> <p>第19条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 事務室の使用料は、市長の発行する納入通知書により、1月分ごとに、毎月末日までに翌月分を納入しなければならない。ただし、当初の1月分については、第16条第1項の許可を受けた日から14日以内に納入しなければならない。</p> <p>3 事務室の使用料は、前項の規定にかかわらず2月分以上を前納することができる。</p> <p>4 会議室空調機器の使用料は、使用の都度納入しなければならない。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 420

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市民活動センター条例 第27条及び第28条		
例規番号	平成17年条例第178号		
<p>【基準】 第27条及び第28条の規定による。 (過料) 第27条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 不正な手段により第15条又は第16条第1項の使用許可を受けた者 (2) 第17条の規定により許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の停止を命じたにもかかわらず、これに従わない者 (3) 第18条の規定に違反した者 (4) 第23条の規定により、入館を拒否し、又は退館を命じたにもかかわらず、これに従わない者 第28条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 424

処分の概要	登録の抹消		
例規名 根拠条項	今治市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 第11条第1項		
例規番号	平成17年条例第180号		
<p>【基準】 第11条の規定による。 (登録の抹消) 第11条 市長は、次に掲げる場合は、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等の登録資格に変更が生じた場合 (2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散した場合 (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により認可地縁団体印鑑として登録していることが適当でないと認めた場合 (4) 前3号に掲げる場合のほか、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知った場合 <p>2 市長は、前項第3号又は第4号の規定により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、当該認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等にその旨を通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 32

処分の概要	手数料の徴収		
例規名根拠条項	今治市戸籍手数料条例 第1条		
例規番号	平成17年条例第66号		
<p>【基準】 第1条及び第2条の規定による。 (目的) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、戸籍に関する特定の者のためにする事務に関しては、この条例の定めるところにより、手数料を徴収する。 (手数料) 第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる額とする。 (1) 戸籍法(昭和22年法律第224号。以下「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき 450円 (2) 法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき 350円 (3) 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき 750円 (4) 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項 1件につき 450円 (5) 法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付(次号の事務を除く。) 1通につき 350円 (6) 婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付 1通につき 1,400円 (7) 法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務 書類1件につき 350円</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 425

処分の概要	許可の取消し		
例規名根拠条項	今治市自動車臨時運行許可規則 第6条		
例規番号	平成17年規則第157号		
【基準】 第6条の規定による。 (許可の取消し) 第6条 虚偽その他不正の手段により臨時運行許可を受け、又は不正に使用したときは、直ちに許可を取り消すものとする。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 426

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市船員法事務の取扱いに関する条例 第3条		
例規番号	平成17年条例第181号		
【基準】 第3条の規定による。 (手数料) 第3条 前条各号に掲げる証明を受けようとする者は、今治市手数料条例(平成17年今治市条例第65号)の規定による手数料を納付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 349

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市犬の危害防止条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第161号		
【基準】 第11条の規定による。 (過料) 第11条 第7条第5項に違反した者は、5万円以下の過料を科する。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 388

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市火葬場条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第169号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、火葬場の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。</p> <p>(1) この条例に違反し、又は第4条第2項の許可条件に従わないとき。</p> <p>(2) 火葬場の施設及び設備等を破損し、汚損し、又は滅失する行為をしたとき。</p> <p>(3) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、火葬場の管理上支障があると市長が認めるとき。</p> <p>2 前項の規定による処分によって使用者が受けた損害については、市は賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 389

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市火葬場条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第169号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用料の納付) 第7条 使用者は、別表に定める使用料を許可の際納付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 393

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市火葬場条例 第16条及び第17条		
例規番号	平成17年条例第169号		
<p>【基準】 第16条及び第17条の規定による。 (過料) 第16条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第4条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第6条第1項の規定により許可を取り消し、又は使用の停止を命じたにもかかわらず、これに従わない者 (3) 第12条の規定に違反した者 第17条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 395

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市墓地条例 第13条		
例規番号	平成17年条例第170号		
<p>【基準】 第13条の規定による。 (使用料) 第13条 墓所の使用料は、別表第2のとおり(同表の使用料に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、大谷墓園墓地にあつては、市内に住所を有しない者の使用料は、当該許可面積に係る使用料の5割以内の範囲において、市長が定める額を加算した額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>2 前項ただし書の規定は、第7条各号の規定により使用許可を受けた者については、適用しない。</p> <p>3 第1項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 396

処分の概要	管理料の徴収		
例規名根拠条項	今治市墓地条例 第14条		
例規番号	平成17年条例第170号		
<p>【基準】 第14条の規定による。 (管理料) 第14条 大谷墓園墓地、岡墓地(甲種)、朝日ヶ丘墓地(甲種)、天王墓地又は薬師墓地の利用者は、使用墓所以外の施設の美観上清掃その他管理に要する経費として、別表第3に定める管理料(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を使用許可の際に納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 401

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	今治市墓地条例 第23条		
例規番号	平成17年条例第170号		
<p>【基準】</p> <p>第23条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し)</p> <p>第23条 市長は、墓所使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、墓所使用権を取り消すことができる。</p> <p>(1) 墓所を第4条以外の目的に使用したとき。</p> <p>(2) 市長の承認を受けずに、第12条に規定する期限内に埋蔵又は墳墓の設置を行わないとき。</p> <p>(3) 墓所を転貸し、又は市長の許可なくして墓所使用権を譲渡したとき。</p> <p>(4) 詐欺その他不正な行為により使用許可又は承継許可を受けたとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 402

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市墓地条例 第27条		
例規番号	平成17年条例第170号		
【基準】	第27条の規定による。 (過料) 第27条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) 第10条第1項の許可を受けないで、墓所を使用した者 (2) 前条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 756

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	吉海町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例 第11条		
例規番号	平成13年条例第15号		
<p>【基準】 第11条の規定による。 (措置命令) 第11条 町長は、事業主等が第5条第3項により付された条件又は第6条の規定により定められた基準に違反して事業を施工しているときは、当該事業の停止を命じ、又は期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 757

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	吉海町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例第12条		
例規番号	平成13年条例第15号		
【基準】	<p>第12条の規定による。 （許可の取消等）</p> <p>第12条 町長は、事業主等が前条の規定による命令に従わないときは、第5条第1項又は第8条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定により許可の取消しをしたときは、事業主等に対して直ちに原状回復又は災害発生を未然に防止するために必要な措置を講じるよう命じることができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 758

処分の概要	中止命令等		
例規名 根拠条項	吉海町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例第13条		
例規番号	平成13年条例第15号		
<p>【基準】 第13条の規定による。 (中止命令等) 第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事業主等に対し、当該事業の中止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他必要な措置を命ずることができる。 (1) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者 (2) この条例の規定による許可を受けていない者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 382

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 第22条		
例規番号	平成17年条例第168号		
<p>【基準】 第22条の規定による。 （一般廃棄物処理手数料） 第22条 市長は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に対し、別表第1に定める処理手数料を徴収することとし、その徴収方法については、規則で定める。 2 第16条に定める産業廃棄物の排出者から処分に要する費用として徴収する手数料は、前項の規定を準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 384

処分の概要	一般廃棄物処理業等の許可申請等手数料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 第24条		
例規番号	平成17年条例第168号		
<p>【基準】 第24条の規定による。 (一般廃棄物処理業等の許可申請等手数料) 第24条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者、法第7条第2項若しくは第7項の規定により一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又は浄化槽清掃業の許可の更新を受けようとする者及びこれらの許可を受けた者で当該許可に係る許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際に別表第2に掲げる手数料を納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 457

処分の概要	指定の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市企業立地促進条例 第13条		
例規番号	平成18年条例第25号		
【基準】	<p>第13条の規定による。 （指定の取消し等）</p> <p>第13条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、奨励金の交付、援助、あっせん若しくは便宜の供与を停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 第4条から第6条までに規定する要件を欠いたとき。</p> <p>(2) 第6条第3項又は第7条第3項の規定による条件に違反したとき。</p> <p>(3) 事業所の事業を休止し、廃止し、又はこれと同様の状態になったとき。</p> <p>(4) 事業所を指定した事業以外の用途に供したとき。</p> <p>(5) 詐欺その他不正な行為により、指定又は奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(6) 市税を滞納したとき。</p> <p>(7) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為があったとき。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 459

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市なみかた海の交流センター条例 第7条		
例規番号	平成26年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 許可を受けた使用の目的に違反したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。</p> <p>(4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認めるとき。</p> <p>(5) 公益上必要があると認めるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、交流センターの管理上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 460

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市なみかた海の交流センター条例 第8条		
例規番号	平成26年条例第27号		
【基準】	第8条の規定による。 (使用料の納付) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を指定期日までに納付しなければならない。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 463

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市なみかた海の交流センター条例 第13条及び第14条		
例規番号	平成26年条例第27号		
<p>【基準】 第13条及び第14条の規定による。 (過料) 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第4条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第6条の規定に違反した者 (3) 第7条の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第14条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 541

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市食と農のまちづくり条例 第15条		
例規番号	平成18年条例第59号		
<p>【基準】 第15条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第15条 市長は、許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、許可の内容を変更し、許可の条件を変更し、又は新たな許可の条件を付することができる。</p> <p>(1) 第11条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。 (2) 第13条の遵守事項その他この条例の規定又は許可に付した条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な手段により、第10条第1項又は前条第1項の許可を受けたとき。 (4) 第10条第1項若しくは前条第1項の許可の時には予想することができなかった環境の変化又はこれらの許可の日以降における科学的知見の充実により当該許可に従って栽培がなされるとした場合においても、なお遺伝子組換え作物の混入又は交雑を防止することができないと認めたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 542

処分の概要	勧告履行命令		
例規名 根拠条項	今治市食と農のまちづくり条例 第16条第2項		
例規番号	平成18年条例第59号		
<p>【基準】 第16条の規定による。 (勧告及び命令)</p> <p>第16条 市長は、許可者及び遺伝子組換え作物を取り扱う食品関連事業者等に対し、当該取扱いに際し、遺伝子組換え作物が、混入し、交雑し、又は自然界に落下若しくは飛散し、自生する等遺伝子組換え作物以外の作物に影響等を及ぼさないよう必要な勧告を行うことができる。</p> <p>2 市長は、許可者又は食品関連事業者等が、前項に規定する勧告に従わないときは、許可者若しくは食品関連事業者等名を公表し、又は勧告に従うよう必要な命令を行うことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 543

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市食と農のまちづくり条例 第18条		
例規番号	平成18年条例第59号		
<p>【基準】 第18条の規定による。 (手数料) 第18条 第10条第1項又は第14条第1項の許可を受けようとする者は、申請手数料を納めなければならない。 2 前項の申請手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 許可 1件につき216,400円 (2) 変更の許可 1件につき175,200円</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 545

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市農産物加工施設条例 第14条第1項		
例規番号	平成17年条例第210号		
<p>【基準】</p> <p>第14条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 第12条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 546

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市農産物加工施設条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第210号		
【基準】	第15条の規定による。 (使用料の納付) 第15条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 549

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市農産物加工施設条例 第19条及び第20条		
例規番号	平成17年条例第210号		
<p>【基準】 第19条及び第20条の規定による。 (過料) 第19条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第11条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第14条第1項の規定により、許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第20条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 551

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市伯方農村環境改善センター条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第211号		
【基準】	<p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 第5条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 552

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市伯方農村環境改善センター条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第211号		
【基準】 第8条の規定による。 (使用料の納付) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 555

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市伯方農村環境改善センター条例 第13条及び第14条		
例規番号	平成17年条例第211号		
【基準】	<p>第13条及び第14条の規定による。 (過料)</p> <p>第13条 市長は、この条例又は許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>第14条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 557

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市朝倉臼坂ふるさと交流館条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第212号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 第5条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 558

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市朝倉臼坂ふるさと交流館条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第212号		
【基準】	第9条の規定による。 (使用料の納付) 第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、翌月の10日までに納付しなければならない。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 561

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市朝倉臼坂ふるさと交流館条例 第14条及び第15条		
例規番号	平成17年条例第212号		
<p>【基準】 第14条及び第15条の規定による。 (過料) 第14条 市長は、この条例又は許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。 第15条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 563

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市滞在型農園施設条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第214号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 第3条の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(5) 第5条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 565

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市滞在型農園施設条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第214号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (使用料の納付) 第9条 使用者は、別に定める方法により別表に掲げる使用料を納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 567

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市滞在型農園施設条例 第15条及び第16条		
例規番号	平成17年条例第214号		
<p>【基準】 第15条及び第16条の規定による。 (過料) 第15条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第4条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第6条の規定に違反した者 (3) 第7条の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第16条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 569

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市移住体験施設条例 第6条第1項		
例規番号	平成24年条例第40号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 第4条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 570

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市移住体験施設条例 第8条		
例規番号	平成24年条例第40号		
【基準】	<p>第8条の規定による。 (使用料の納付)</p> <p>第8条 使用者は、別表第1又は別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 573

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市移住体験施設条例 第12条及び第13条		
例規番号	平成24年条例第40号		
<p>【基準】 第12条及び第13条の規定による。 (過料) 第12条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第3条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の条件に違反した者 (2) 第5条の規定に違反した者 (3) 第6条の規定により、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第13条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 575

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市河之内ふれあい農園条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第217号		
【基準】	<p>第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 第5条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 577

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市河之内ふれあい農園条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第217号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の納付) 第10条 使用者は、別に定める方法により別表に掲げる使用料を納付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 579

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市河之内ふれあい農園条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第217号		
【基準】 第15条の規定による。 (過料) 第15条 市長は、この条例又は許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 582

処分の概要	分担金の徴収		
例規名根拠条項	今治市森林整備事業分担金徴収条例 第2条		
例規番号	平成17年条例第307号		
【基準】	<p>第2条及び第3条の規定による。 (分担金の徴収)</p> <p>第2条 分担金は、整備事業施行地の所有者又は管理者から徴収する。 (分担金の額)</p> <p>第3条 分担金の額は、当該年度の事業費(国又は県から交付を受ける補助金を除いた経費をいう。)に10パーセントの範囲内で市長が定める率を乗じて得た額とする。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 584

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	今治市治山及び林道災害復旧事業分担金徴収条例 第2条		
例規番号	平成17年条例第221号		
<p>【基準】</p> <p>第2条、第3条及び今治市治山及び林道災害復旧事業分担金徴収条例施行規則第3条の規定による。</p> <p>(分担金の徴収)</p> <p>第2条 分担金は、治山事業にあつては施行地の所有者、林道災害復旧事業にあつては施行により利益を受ける森林組合等から徴収する。</p> <p>(分担金の賦課基準)</p> <p>第3条 分担金の額は、災害復旧事業に要する費用の額に20% (国又は県の補助を受けることなく実施するものについては100%) の範囲内で規則で定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第3条 条例第3条の規定により規則で定める率は、別表のとおりとする。</p> <p>2 市長は、各年度の分担金の額が確定したときは、速やかに災害復旧事業分担金決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 587

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市生活環境保全条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第223号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例の規定又は使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 不正な手段により使用の許可を受けたことが判明したとき。</p> <p>(3) 第4条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 588

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市生活環境保全条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第223号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (過料) 第8条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第5条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第6条の規定に違反したもの (3) 第7条第1項の規定により使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 589

処分の概要	分担金の徴収		
例規名根拠条項	今治市水産振興事業分担金徴収条例 第2条		
例規番号	平成17年条例第227号		
【基準】	<p>第2条及び第3条の規定による。 (分担金の徴収)</p> <p>第2条 分担金は、当該事業の施行により利益を受ける漁業協同組合等から徴収する。 (分担金の賦課基準)</p> <p>第3条 分担金の賦課基準は、当該年度の事業費(国又は県から交付を受ける補助金又は負担金がある場合は、当該補助金又は負担金を除いた経費をいう。)の50パーセントの範囲内で市長が定める。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 610

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	今治市がけ崩れ防災対策事業分担金徴収条例 第2条		
例規番号	平成17年条例第234号		
<p>【基準】 第2条及び第3条の規定による。 (分担金の徴収) 第2条 分担金は、別に規則で定める愛媛県の補助事業を実施するに当たり、次の各号に掲げる者のいずれかに該当し、市長に申請をしたもの(以下「受益者」という。)から徴収する。 (1) 市が行う事業により特に利益を受ける者 (2) がけの所在する土地の所有者、管理者又は占有者 (分担金の額) 第3条 分担金の額は、事業費から愛媛県の補助金額を控除した残額の2分の1とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 608

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名根拠条項	今治市道路占用料徴収条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第233号		
<p>【基準】 第6条及び附則第3項の規定による。 (延滞金)</p> <p>第6条 占有者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該納付金額に年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 第1項に規定する延滞金の額の計算につき同項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</p> <p>5 第1項に規定する延滞金は、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合)とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 684

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市駐車場条例 第16条		
例規番号	平成17年条例第256号		
【基準】	<p>第16条の規定による。 (使用料の納付)</p> <p>第16条 駐車場の使用料は、別表第3のとおりとし、使用者(駐車場を使用するものをいう。以下同じ。)が自動車を出庫するとき(今治市南宝来駐車場にあっては、入庫し、又は駐車できる時間を超えて駐車しようとするとき)に徴収する。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 686

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市駐車場条例 第25条		
例規番号	平成17年条例第256号		
【基準】 第25条の規定による。 (過料) 第25条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 688

処分の概要	駐車料金の徴収		
例規名 根拠条項	今治市道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する今治市自動車駐車場に関する条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第257号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び第9条の規定による。 (駐車料金の額等)</p> <p>第6条 第2条の駐車場の駐車料金の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、回数駐車券及び定期駐車券を発行することができる。ただし、定期駐車券は収容能力を勘案し、発行を制限することができる。</p> <p>3 回数駐車券は、80円券22枚つづり1,600円とし、定期駐車以外の駐車をする場合に使用できる。 (駐車料金の不徴収等)</p> <p>第9条 次に掲げる自動車については、駐車料金を徴収することができない。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車</p> <p>(2) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車</p> <p>2 市長は、公益上又は災害等のため特に必要があると認める場合は、駐車料金を減額し、又は免除することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 693

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治駅東駐車場条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第258号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 駐車場管理上不相当と認めるとき。</p> <p>(3) 市において直接使用の必要を生じたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により許可の取消し等をした場合において、駐車場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が損害を受けることがあっても、市は、これに対して賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 694

処分の概要	使用料の徴収								
例規名根拠条項	今治駅東駐車場条例 第8条								
例規番号	平成17年条例第258号								
<p>【基準】 第8条の規定による。 (使用料の納付) 第8条 使用者は、次の使用料を納付しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通駐車</td> <td>1回の出庫ごとに</td> <td>1台につき 500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の場合において、駐車時間が24時間を超える場合は、24時間ごとに1回の出庫があったものとみなす。</p>					区分	使用料	普通駐車	1回の出庫ごとに	1台につき 500円
	区分	使用料							
普通駐車	1回の出庫ごとに	1台につき 500円							
備考									
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日						

ID: 696

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治駅東駐車場条例 第13条及び第14条		
例規番号	平成17年条例第258号		
<p>【基準】 第13条及び第14条の規定による。 (過料) 第13条 市長は、第7条の規定により駐車場の使用を停止し、又は使用の許可を取り消したにもかかわらずこれに従わない者に対し、5万円以下の過料を科する。 第14条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 710

処分の概要	占用料等の徴収		
例規名 根拠条項	今治市法定外公共用財産管理条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第260号		
<p>【基準】 第6条の規定による。 (占用料等) 第6条 第4条第1項第1号及び第3号に掲げる行為について同項の許可を受けた者は、別表第1及び別表第2に定める土地水面占用料及び土石採取料その他の河川等産出物採取料(以下「占用料等」という。)を市長が定める期日までに一括して前納しなければならない。 2 市長は、特に必要があると認めるときは、占用料等の全部又は一部を免除することができる。 3 既納の占用料等は、還付しない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 714

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	今治市法定外公共用財産管理条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第260号		
<p>【基準】 第11条の規定による。 (監督処分)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第4条第1項の許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は占用等の中止、工作物等の改築、移転若しくは除去、工作物等により生じた若しくは生ずべき法定外公共用財産の管理上の障害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置若しくは原状の回復を命ずることができる。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定に違反した者 (2) 第4条第2項の許可に付した条件に違反した者 (3) 第7条の規定に違反した者 (4) 第8条第2項の規定に違反した者 (5) 前条の規定に違反した者 (6) 次条第1項の規定に違反した者 (7) 詐欺その他不正な手段により第4条第1項の許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 占用等に係る区域を国又は地方公共団体において使用する必要が生じたとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 715

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市法定外公共用財産管理条例 第13条及び第14条		
例規番号	平成17年条例第260号		
<p>【基準】 第13条及び第14条の規定による。 (過料) 第13条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第3条に掲げる行為をした者 (2) 第4条第2項の許可に付した条件に違反した者 (3) 第11条第1項の処分に従わない者 (4) 第12条第3項に規定する報告、検査又は質問を拒んだ者 第14条 市長は、詐欺その他不正の行為により、占用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 580

処分の概要	分担金の徴収		
例規名根拠条項	今治市土地改良事業分担金等徴収条例 第2条		
例規番号	平成17年条例第219号		
<p>【基準】</p> <p>第2条、第3条及び今治市土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第4条の規定による。 (分担金の徴収)</p> <p>第2条 分担金は、当該事業の施行により利益を受ける者で、その施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの(以下「有資格者」という。)から徴収するものとする。</p> <p>2 有資格者が、当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、法第96条の4において準用する法第90条第4項の規定により、市はその者に対する分担金に代えて、その土地改良区から、その同意を得て、これに相当する額の金銭を徴収することができる。 (分担金の賦課基準)</p> <p>第3条 分担金の賦課基準は、当該年度の事業費の10パーセントの範囲内で市長が定める。ただし、災害復旧事業(農地災害)で市長が必要と認めるときは、10パーセントを超えて分担金を賦課することができる。</p> <p>2 市長が指定する事業の施行に係る地域内の農用地及び知事が指定する事業の施行に係る地域内の農用地が法第113条の2第2項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に県知事が指定する場合にあっては、当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に農用地以外に転用される場合(当該転用に係る農用地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。)において、当該転用に係る農用地(以下「転用農用地」という。)につき有資格者から徴収する賦課の額は、市が施行する事業にあっては当該事業につき市が負担した額及び市が県から交付を受けた補助金の額に相当するもの、県が施行する事業にあっては当該事業につき県が負担した額及び県が国から交付を受けた補助金の額に相当するものを前項に規定する賦課金の算定方式により当該転用農用地に割り振って得られる額(当該転用に伴い遊休化する財産を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農用地に係るものを差し引いた額)とする。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第4条 条例第3条第1項に規定する市長が定める分担金の額は、別表に掲げる事業区分ごとに当該事業に要する費用の額にそれぞれ同表に掲げる率を乗じて得た額とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 654

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市河川流水占用料等に関する条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第250号		
【基準】	第5条の規定による。 (過料) 第5条 市長は、詐欺その他不正の行為により、流水占用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 750

処分の概要	手数料の徴収		
例規名根拠条項	関前村建設残土の処分に関する手数料条例 第1条		
例規番号	平成7年条例第20号		
【基準】	<p>第1条及び第2条の規定による。 (総則)</p> <p>第1条 村が土地の造成に併せて行う建設残土の受入れ、処分に関する事務については、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。 (手数料の額)</p> <p>第2条 手数料の額は、別表のとおりとする。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 592

処分の概要	漂流物の除去命令		
例規名 根拠条項	今治市漁港管理条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第228号		
<p>【基準】 第6条の規定による。 (漂流物の除去命令) 第6条 市長は、漁港の区域内の水域における漂流物が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 596

処分の概要	占用料等の徴収		
例規名 根拠条項	今治市漁港管理条例 第13条第1項		
例規番号	平成17年条例第228号		
<p>【基準】 第13条の規定による。 (占用料等) 第13条 第9条及び第10条の規定により許可を受けた者は、別表第1に掲げる区分により占用料又は使用料(以下「占用料等」という。)を納めなければならない。 2 占用料等は、前納(別表第1 2使用料(係船料)を除く。)しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、占用料等を減額し、若しくは免除し、又は分納させることができる。 4 既納の占用料等は、返還しない。ただし、市長において許可を受けた者の責任に帰することができない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 599

処分の概要	土砂採取料等の徴収		
例規名 根拠条項	今治市漁港管理条例 第14条第1項		
例規番号	平成17年条例第228号		
<p>【基準】 第14条の規定による。 (土砂採取料等) 第14条 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者(以下「採取者等」という。)は、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を納めなければならない。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。 2 前項の規定による土砂採取料等の納付については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 600

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	今治市漁港管理条例 第16条		
例規番号	平成17年条例第228号		
<p>【基準】 第16条の規定による。 (監督処分) 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状の回復を命ずることができる。</p> <p>(1) 第9条第1項又は第10条第1項の規定に違反した者 (2) 第9条第2項又は第10条第2項規定による許可に付した条件に違反した者 (3) 偽りその他不正な手段により第9条第1項又は第10条第1項の規定による許可を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 601

処分の概要	公益上の必要による許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市漁港管理条例 第17条第1項		
例規番号	平成17年条例第228号		
<p>【基準】 第17条の規定による。 (公益上の必要による許可の取消し等及び損失補償) 第17条 市長は、漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第9条第1項又は第10条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による処分又は命令により損害を受けた者に対しては、市は、通常生ずるべき損失を補償するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 602

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市漁港管理条例 第18条及び第19条		
例規番号	平成17年条例第228号		
<p>【基準】 第18条及び第19条の規定による。 (過料)</p> <p>第18条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第5条第1項又は第2項の規定に違反した者 (2) 第6条の規定による市長の命令に従わない者 (3) 第7条第3項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項又は第12条規定に違反した者 (4) 第16条又は第17条第1項の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>第19条 市長は、詐欺その他不正の行為により、占用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 603

処分の概要	過怠金の徴収		
例規名根拠条項	今治市漁港管理条例 第20条		
例規番号	平成17年条例第228号		
【基準】	第20条の規定による。 (過怠金) 第20条 偽りその他不正の行為により、土砂採取料等の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 641

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市港湾施設管理条例 第20条		
例規番号	平成17年条例第246号		
【基準】	<p>第20条の規定による。 (使用料の納付)</p> <p>第20条 使用者、目的外使用者及び占用者は、別表第1から別表第5までに定める使用料(今治港以外の港湾に係る各別表に算定方法等に関する定めがないときは、今治港の例により算定した使用料)を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料の徴収方法、納期その他徴収に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、別に規則で定める。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 645

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	今治市港湾施設管理条例 第26条第1項及び第2項		
例規番号	平成17年条例第246号		
<p>【基準】 第26条の規定による。 (監督処分)</p> <p>第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、作業その他の行為の中止、貨物その他の物件の搬出、船舶の移動、工作物等の改築、移転若しくは撤去、作業その他の行為若しくは工作物等により生じた障害若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること又は港湾施設を原状に回復することを命ずることができるとともに、この条例に基づいて与えた許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 詐欺その他不正の行為により、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 許可に係る作業その他の行為又はこれらに係る事業を営む行為につき、他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。</p> <p>(2) 港湾工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、港湾施設の安全かつ効率的な利用を図るためその他公益上必要があると認めるとき。</p> <p>3 前2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 646

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市港湾施設管理条例 第30条及び第31条		
例規番号	平成17年条例第246号		
<p>【基準】 第30条及び第31条の規定による。 (過料)</p> <p>第30条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第5条、第11条第1項、第16条第1項又は第24条第1項の規定に違反した者 (2) 第7条第1項、第13条第1項又は第17条第1項の規定により許可を受けなければなら ない事項を許可を受けないでした者 (3) 第23条の規定に違反した者 (4) 第26条第1項又は第2項の規定に基づく市長の命令に従わなかった者 (5) 第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に 基づく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第31条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その 徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないとき は、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 648

処分の概要	占用料等の徴収		
例規名 根拠条項	今治市港湾区域内の水域及び公共空地における占用料等徴収条例 第2条		
例規番号	平成17年条例第247号		
<p>【基準】 第2条の規定による。 （占用料等の徴収） 第2条 市長は、法第37条第1項の規定により許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）から別表第1及び別表第2に定める占用料等を徴収する。 2 前項の占用料等は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 651

処分の概要	過怠金の徴収		
例規名根拠条項	今治市港湾区域内の水域及び公共空地における占用料等徴収条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第247号		
【基準】	第5条の規定による。 (過怠金) 第5条 市長は、詐欺その他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 704

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治港沖洲駐車場条例 第7条第1項		
例規番号	平成25年条例第19号		
【基準】	<p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 駐車場管理上不相当と認めるとき。</p> <p>(3) 市において直接使用の必要を生じたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により許可の取消し等をした場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、これに対して賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 705

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治港沖洲駐車場条例 第8条		
例規番号	平成25年条例第19号		
【基準】	第8条の規定による。 (使用料の納付) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 708

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治港沖洲駐車場条例 第13条及び第14条		
例規番号	平成25年条例第19号		
<p>【基準】 第13条及び第14条の規定による。 (過料) 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第4条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第6条の規定に違反した者 (3) 第7条の規定により許可の条件を変更し、使用を停止し、又は許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第14条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	手数料の徴収
例規名根拠条項	今治市土地開発許可等手数料条例 第1条
例規番号	平成17年条例第69号
<p>【基準】</p> <p>第1条及び第2条の規定による。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、土地開発許可等に関する特定の者のためにする事務については、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。</p> <p>(手数料)</p> <p>第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 優良宅地造成認定申請手数料</p> <p>造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満 1件につき 89,000円 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 1件につき 130,000円 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 1件につき 200,000円 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 1件につき 270,000円 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満 1件につき 400,000円 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満 1件につき 520,000円 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満 1件につき 680,000円 造成宅地の面積が10ヘクタール以上 1件につき 900,000円</p> <p>(2) 開発行為許可申請手数料</p> <p>ア 主として自己の住居の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合</p> <p>開発区域の面積が0.1ヘクタール未満 1件につき 8,800円 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 1件につき 22,000円 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 1件につき 45,000円 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 1件につき 89,000円 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満 1件につき 130,000円 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満 1件につき 180,000円 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満 1件につき 230,000円 開発区域の面積が10ヘクタール以上 1件につき 310,000円</p> <p>イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合</p> <p>開発区域の面積が0.1ヘクタール未満 1件につき 14,000円 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 1件につき 31,000円 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 1件につき 67,000円 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 1件につき 120,000円 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満 1件につき 210,000円 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満 1件につき 280,000円 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満 1件につき 350,000円 開発区域の面積が10ヘクタール以上 1件につき 490,000円</p> <p>ウ その他の開発行為の場合</p> <p>開発区域の面積が0.1ヘクタール未満 1件につき 89,000円 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 1件につき 130,000円 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 1件につき 200,000円 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 1件につき 270,000円 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満 1件につき 400,000円 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満 1件につき 520,000円 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満 1件につき 680,000円 開発区域の面積が10ヘクタール以上 1件につき 900,000円</p>	

<p>(3) 開発行為変更許可申請手数料 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が90万円を超えるときは、手数料の額は90万円とする。 ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ、前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、前号に規定する額 ウ その他の変更 10,000円</p> <p>(4) 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料 1件につき 47,000円</p> <p>(5) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料 1件につき 26,000円</p> <p>(6) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料 敷地の面積が0.1ヘクタール未満 1件につき 7,100円 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 1件につき 19,000円 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 1件につき 40,000円 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 1件につき 71,000円 敷地の面積が1ヘクタール以上 1件につき 100,000円</p> <p>(7) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1件につき 1,800円 イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 1件につき 2,800円 ウ その他のものである場合 1件につき 18,000円</p> <p>(8) 開発登録簿の写しの交付手数料 用紙1枚につき 480円</p> <p>(9) 開発行為又は建築に関する証明書等の交付手数料 1件につき 300円</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 40

処分の概要	手数料の徴収																				
例規名根拠条項	今治市建築関係手数料条例 第1条																				
例規番号	平成17年条例第70号																				
<p>【基準】 第1条から第10条までの規定による。 (目的) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、建築に関する特定の者のためにする事務については、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。 (建築物に関する確認申請手数料) 第2条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認申請手数料の額は、確認申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">床面積の合計</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">9,000 円</td> </tr> <tr> <td>30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">15,000 円</td> </tr> <tr> <td>100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">22,000 円</td> </tr> <tr> <td>200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">29,000 円</td> </tr> <tr> <td>500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">51,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">72,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">209,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">353,000 円</td> </tr> <tr> <td>5 万平方メートルを超えるもの</td> <td style="text-align: right;">683,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積 (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1 (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (建築設備及び工作物に関する確認申請手数料) 第3条 法第87条の4に規定する確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 建築設備を設置する場合 1の建築設備あたり13,000円(小荷物専用昇降機については6,000円) (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 1の建築設備あたり8,000円(小荷物専用昇降機については5,000円) 2 法第88条第1項又は第2項に規定する確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) 1の工作物あたり11,000円 (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1の工作物あたり6,000円 (建築物に関する完了検査申請手数料) 第4条 法第7条第1項に規定する完了検査申請手数料の額は、完了検査申請1件につき、次の</p>		床面積の合計	手数料の額	30 平方メートル以内のもの	9,000 円	30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	15,000 円	100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	22,000 円	200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	29,000 円	500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	51,000 円	1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	72,000 円	2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	209,000 円	1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	353,000 円	5 万平方メートルを超えるもの	683,000 円
床面積の合計	手数料の額																				
30 平方メートル以内のもの	9,000 円																				
30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	15,000 円																				
100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	22,000 円																				
200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	29,000 円																				
500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	51,000 円																				
1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	72,000 円																				
2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	209,000 円																				
1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	353,000 円																				
5 万平方メートルを超えるもの	683,000 円																				

表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30 平方メートル以内のもの	14,000 円
30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	17,000 円
100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	23,000 円
200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	31,000 円
500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	52,000 円
1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	70,000 円
2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	166,000 円
1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	268,000 円
5 万平方メートルを超えるもの	528,000 円

2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)

第5条 法第87条の4に規定する完了検査申請手数料の額は、20,000円(小荷物専用昇降機については13,000円)とする。

2 法第88条第1項又は第2項に規定する完了検査申請手数料の額は、13,000円とする。

(中間検査を行った建築物に関する完了検査申請手数料)

第6条 法第7条の3第1項の規定により中間検査を行った建築物の完了検査申請手数料の額は、完了検査申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30 平方メートル以内のもの	14,000 円
30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	17,000 円
100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	22,000 円
200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	30,000 円
500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	50,000 円
1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	66,000 円
2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	161,000 円
1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	263,000 円
5 万平方メートルを超えるもの	523,000 円

2 第2条第2項の規定は、前項の表の床面積の合計について準用する。

(中間検査を行った建築設備に関する完了検査申請手数料)

第7条 法第7条の3第1項の規定により、中間検査を行った建築設備の完了検査申請手数料の額は、19,000円(小荷物専用昇降機については12,000円)とする。

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第8条 法第7条の3第1項に規定する中間検査申請手数料の額は、中間検査を行う部分の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30 平方メートル以内のもの	15,000 円
30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	18,000 円
100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	25,000 円
200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	33,000 円
500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	55,000 円
1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	74,000 円
2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	165,000 円
1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	268,000 円
5 万平方メートルを超えるもの	551,000 円

(建築設備及び工作物に関する中間検査申請手数料)

第9条 法第87条の4に規定する中間検査申請手数料の額は、18,000円(小荷物専用昇降機については12,000円)とする。

2 法第88条第1項に規定する中間検査申請手数料の額は、13,000円とする。

(その他手数料)

第10条 第2条から前条までの規定以外の手数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 136,000円
- (2) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 31,000円
- (3) 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料 37,000円
- (4) 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料 37,000円
- (5) 道路内における建築認定申請手数料 31,000円
- (6) 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料 182,000円
- (7) 壁面線外における建築許可申請手数料 182,000円
- (8) 用途地域等における建築等許可申請手数料 201,000円(利害関係を有する者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要しない場合は132,000円、建築審査会の同意の取得を要しない場合は169,000円)
- (9) 特殊建築物等敷地許可申請手数料 182,000円
- (10) 建築物の容積率の特例認定申請手数料 31,000円
- (11) 建築物の容積率の特例許可申請手数料 182,000円
- (12) 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 182,000円
- (13) 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 37,000円
- (14) 建築物の敷地面積の許可申請手数料 182,000円
- (15) 建築物の高さの特例認定申請手数料 31,000円
- (16) 建築物の高さの許可申請手数料 182,000円
- (17) 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料 182,000円
- (18) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 31,000円
- (19) 特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定申請手数料
建築物の敷地の数が2である場合 89,000円
建築物の敷地の数が3以上である場合 89,000円に2を超える建築物の敷地の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額
- (20) 特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定取消し申請手数料
7,000円に現に存する建築物の敷地の数に14,000円を乗じて得た額を加算した金額
- (21) 特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 182,000円
- (22) 高度地区における建築物の高さの許可申請手数料 181,000円
- (23) 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料 182,000円
- (24) 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 182,000円
- (25) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 182,000円
- (26) 都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料 182,000円
- (27) 居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は高さの特例許可申請手数料 182,000円
- (28) 特定用途誘導地区における建築物の容積率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料 182,000円
- (29) 特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積又は建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料 182,000円
- (30) 特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 182,000円
- (31) 景観地区における建築物の高さ、建築物の壁面の位置又は建築物の敷地面積の特例許可申請手数料 182,000円
- (32) 景観地区における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 31,000円
- (33) 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区で地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 31,000円
- (34) 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区で地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 182,000円
- (35) 地区計画の区域のうち開発整備促進区で地区整備計画が定められているものの区域内の用途地域等における建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 31,000円
- (36) 地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する

- 制限の適用除外に係る認定申請手数料 31,000円
- (37) 特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率の特例認定申請手数料
31,000円
- (38) 地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料
182,000円
- (39) 地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請
手数料 31,000円
- (40) 地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認
定申請手数料 31,000円
- (41) 地区計画等の区域における建築物の建築面積の特例認定申請手数料 31,000円
- (42) 予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料 182,000円
- (43) 仮設興行場等建築許可申請手数料 136,000円
- (44) 特別仮設興行場等建築許可申請手数料 182,000円
- (45) 総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料
建築物の数が1又は2である場合 89,000円
建築物の数が3以上である場合 89,000円に2を超える建築物の数に32,000円を乗じて
得た額を加算した額
- (46) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料
建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合 89,000
円
建築物の数が2以上である場合 89,000円に1を超える建築物の数に32,000円を乗じて
得た額を加算した額
- (47) 広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特
例許可申請手数料
建築物の数が1又は2である場合 271,000円
建築物の数が3以上である場合 271,000円に2を超える建築物の数に32,000円を乗じ
て得た額を加算した額
- (48) 広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の建築物の容積
率又は各部分の高さの特例許可申請手数料
建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合 271,000
円
建築物の数が2以上である場合 271,000円に1を超える建築物の数に32,000円を乗じ
て得た額を加算した額
- (49) 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料
建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合
89,000円
建築物の数が2以上である場合 89,000円に1を超える建築物の数に32,000円を乗じて
得た額を加算した額
- (50) 一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料
建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合
271,000円
建築物の数が2以上である場合 271,000円に1を超える建築物の数に32,000円を乗じ
て得た額を加算した額
- (51) 一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料
建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合
271,000円
建築物の数が2以上である場合 271,000円に1を超える建築物の数に32,000円を乗じ
て得た額を加算した額
- (52) 複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料 7,000円に現に在する建築物の数
に14,000円を乗じて得た額を加算した額
- (53) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退
距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 31,000円
- (54) 既存建築物の工事の全体計画認定申請手数料 31,000円
- (55) 既存建築物の工事の全体計画変更認定申請手数料 31,000円
- (56) 建築物用途変更興行場等使用許可申請手数料 136,000円(建築物の用途を変更して
特別興行場等とする場合は182,000円)
- (57) 建築物の前面道路又は建築物の壁面線若しくは壁面の位置の特例認定申請手数料

31,000円

(58) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 住宅を新築する場合 次の表に定める額

区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けている場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受けている場合	左記以外の場合
1戸建ての住宅	16,400円	16,400円	56,500円
共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。ただし、区分所有住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。以下同じ。)を除く。以下イにおいて同じ。) 右に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額	総戸数が1	16,400円	56,500円
	総戸数が2以上5以下	31,100円	133,100円
	総戸数が6以上10以下	50,400円	212,200円
	総戸数が11以上25以下	91,500円	424,900円
	総戸数が26以上50以下	136,000円	746,900円
	総戸数が51以上100以下	209,300円	1,282,300円
	総戸数が101以上200以下	335,500円	2,347,900円
区分所有住宅 右に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額	総戸数が201以上	417,300円	3,342,400円
	総戸数が2以上5以下	31,100円	133,100円
	総戸数が6以上10以下	50,400円	212,200円
	総戸数が11以上25以下	91,500円	424,900円
	総戸数が26以上50以下	136,000円	746,900円
	総戸数が51以上100以下	209,300円	1,282,300円
	総戸数が101以上200以下	335,500円	2,347,900円
総戸数が201以上	417,300円	3,342,400円	

イ 既存住宅を増築又は改築する場合 次の表に定める額

区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けている場合	左記以外の場合	
1戸建ての住宅	22,300円	82,400円	
共同住宅等 右に掲げる区	総戸数が1	22,300円	82,400円
	総戸数が2以上5以下	40,600円	193,500円

分に応じ、それぞれに定める金額	総戸数が 6 以上 10 以下	66,800 円	309,600 円
	総戸数が 11 以上 25 以下	111,300 円	611,400 円
	総戸数が 26 以上 50 以下	178,500 円	1,094,900 円
	総戸数が 51 以上 100 以下	272,900 円	1,882,300 円
	総戸数が 101 以上 200 以下	463,900 円	3,482,500 円
	総戸数が 201 以上	588,800 円	4,976,500 円
区分所有住宅 右に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額	総戸数が 2 以上 5 以下	40,600 円	193,500 円
	総戸数が 6 以上 10 以下	66,800 円	309,600 円
	総戸数が 11 以上 25 以下	111,300 円	611,400 円
	総戸数が 26 以上 50 以下	178,500 円	1,094,900 円
	総戸数が 51 以上 100 以下	272,900 円	1,882,300 円
	総戸数が 101 以上 200 以下	463,900 円	3,482,500 円
	総戸数が 201 以上	588,800 円	4,976,500 円

(59) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合及び同条第3項の規定による管理者等を選任した場合の変更の認定申請に係るものを除く。)は、前号ア又はイの表に定める額の2分の1とする(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)。ただし、同法第6条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

(60) 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料

長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料は、同条第58号イの表に定める額と同一の額とする。

(61) 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料

長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料は、前号に定める額の2分の1とする(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)。)

(62) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 建築物の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額とする。ただし、共同住宅等にあつては次のとおりとする。

(ア) 認定の申請区分が住戸のみの場合 認定を受ける住戸の数の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額

(イ) 認定の申請区分が住棟全体の場合 認定に係る建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額に、棟の総戸数に応じた(ア)による額を加えた額

区分	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」とい	左記以外の場合 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」とい
		基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合

		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	う。)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合		
1戸建ての住宅			6,100円	41,700円	21,500円
共同住宅等	住戸の数	戸数が1	6,100円	41,700円	21,500円
		戸数が2以上5以下	11,900円	83,900円	40,200円
		戸数が6以上10以下	20,100円	118,000円	58,100円
		戸数が11以上25以下	33,200円	166,000円	83,400円
		戸数が26以上50以下	55,500円	238,400円	125,900円
		戸数が51以上100以下	99,300円	342,100円	190,700円
		戸数が101以上200以下	157,600円	464,300円	272,500円
		戸数が201以上300以下	200,400円	609,800円	353,300円
		戸数が301以上	215,600円	717,300円	403,300円
		認定に係る建築物の共用部分の床面積の合計	300平方メートル以内のもの	11,800円	132,300円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	32,800円		218,100円		
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	97,500円		339,500円		
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	154,200円		435,800円		
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	194,600円		520,700円		
25,000平方メートルを超えるもの	243,200円		606,500円		
イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額					
床面積の合計		都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、登録	基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合	左記以外の場合	

	録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合		
300 平方メートル以内のもの	11,800 円	105,600 円	291,700 円
300 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	32,800 円	176,800 円	464,900 円
2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	97,500 円	286,100 円	661,500 円
5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	154,200 円	373,500 円	811,200 円
10,000 平方メートルを超え、25,000 平方メートル以内のもの	194,600 円	448,700 円	956,100 円
25,000 平方メートルを超えるもの	243,200 円	526,400 円	1,091,200 円

ウ 住宅及び住宅以外の用途が混在する建築物(以下「複合建築物」という。)の場合
 (ア) 認定の申請区分が住戸のみの場合 認定を受ける住戸の数に応じたア(ア)による額

(イ) 認定の申請区分が複合建築物全体又は住戸及び複合建築物全体の場合 住宅の用途に供している部分についての棟の総戸数及び建築物の共用部分の床面積の合計に応じたア(イ)による額に、住宅以外の用途に供している部分についての建築物の床面積の合計に応じたイによる額を加えた額

(63) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料は、前号に定める額の2分の1とする(当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

(64) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料は、次のとおりとする。

ア 工場、倉庫等これらに類する建築物(以下「工場等建築物」という。)の場合 次の表に定める額

床面積の合計	基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	左記以外の場合
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	52,200 円	45,800 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	123,400 円	115,300 円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	182,500 円	173,600 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	225,400 円	215,700 円
25,000 平方メートル以上のもの	278,800 円	267,500 円

イ 工場等建築物以外の場合 次の表に定める額

床面積の合計	基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査の場合	左記以外の場合
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	445,500 円	176,800 円	45,800 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	635,600 円	286,100 円	115,300 円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	782,900 円	373,500 円	173,600 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	925,300 円	448,700 円	215,700 円

25,000 平方メートル以上のもの	1,055,600 円	526,400 円	267,500 円
--------------------	-------------	-----------	-----------

- (65) 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料
 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料は、前号に定める額の2分の1とする（当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）。
- (66) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明交付手数料
 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明交付手数料は、第64号に定める額の2分の1とする（当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）。
- (67) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。
- ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の(ア)又は(イ)に定める額
 (ア) 認定の申請区分が住戸のみの場合 認定を受ける住戸の数に応じ、次の表に定める額

区分		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	左記以外の場合	
			基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合
1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,100 円	41,700 円	21,500 円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの		46,600 円	23,100 円
共同住宅等	戸数が1かつ床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,100 円	41,700 円	21,500 円
	戸数が1かつ床面積の合計が200平方メートル以上のもの		46,600 円	23,100 円
	戸数が2以上4以下	11,900 円	83,900 円	40,200 円
	戸数が5以上15以下	24,900 円	139,800 円	69,400 円
	戸数が16以上45以下	55,300 円	238,200 円	125,700 円
	戸数が46以上	99,000 円	341,700 円	190,400 円

(イ) 認定の申請区分が住棟全体又は住戸部分を加えた住棟全体の場合 住棟の総戸数に応じ、(ア)の表に定める額

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合	左記以外の場合	
		基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合
300平方メートル未満	11,800 円	275,600 円	105,600 円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	32,800 円	445,500 円	176,800 円
2,000平方メートル以上	97,500 円	635,600 円	286,100 円

5,000 平方メートル未満			
5,000 平方メートル以上	154,200 円	782,900 円	373,500 円
10,000 平方メートル未満			
10,000 平方メートル以上	194,600 円	925,300 円	448,700 円
25,000 平方メートル未満			
25,000 平方メートル以上	243,200 円	1,055,600 円	526,400 円

ウ 複合建築物の場合 認定の申請区分に応じ、認定に係る住宅の用途に供している部分についての建築物の区分に応じたアによる額に、認定に係る住宅以外の用途に供している部分についての建築物の床面積の合計に応じたイによる額を加えた額

エ 複数の建築物の連携による場合 申請建築物と他の建築物の棟ごとの建築物の区分に応じたア、イ及びウによる額を併せた額

(68) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 既に建築物エネルギー消費性能向上計画認定された建築物の変更に係る場合 変更に係る建築物の棟ごとに前号のア、イ又はウによる額の2分の1として算出した額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を併せた額

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る建築物を追加する場合 追加する建築物の棟ごとの前号のア、イ又はウによる額を併せた額

ウ 既に建築物エネルギー消費性能向上計画認定された建築物の変更及び建築物を追加する場合 ア及びイによる額を併せた額

(69) 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能認定申請手数料は、次のとおりとする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の表に定める額

区分		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合、同法第35条第1項の規定に基づく建築物消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定(これらの認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。)に係る通知書の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価書の交付を受けている場合	左記以外の場合	
		基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準による審査の場合	
1 戸建ての住宅	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	6,100 円	41,700 円	21,500 円
	床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの		46,600 円	23,100 円
共同住宅等	総戸数が 2 以上 4 以下	11,900 円	83,900 円	40,200 円
	総戸数が 5 以上 15 以下	24,900 円	139,800 円	69,400 円

	総戸数が 16 以上 45 以下	55,300 円	238,200 円	125,700 円
	総戸数が 46 以上	99,000 円	341,700 円	190,400 円
イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額				
床面積の合計	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合又は同法第 12 条第 3 項若しくは第 13 条第 4 項の規定に基づく適合性判定、同法第 35 条第 1 項の規定に基づく建築物消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定(これらの判定又は認定に係る建築物について法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。)に係る通知書の交付を受けている場合	左記以外の場合 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する基準による審査の場合 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに規定する基準による審査の場合		
300 平方メートル未満		11,800 円	275,600 円	105,600 円
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満		32,800 円	445,500 円	176,800 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満		97,500 円	635,600 円	286,100 円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満		154,200 円	782,900 円	373,500 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満		194,600 円	925,300 円	448,700 円
25,000 平方メートル以上		243,200 円	1,055,600 円	526,400 円
ウ 複合建築物の場合 住宅の用途に供している部分についての建築物の区分に応じたアによる額に、住宅以外の用途に供している部分についての建築物の床面積の合計に応じたイによる額を加えた額				
(70) 優良住宅新築認定申請手数料				
床面積の合計が100平方メートル以下 6,200円				
床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下 8,600円				
床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下 13,000円				
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下 35,000円				
床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下 43,000円				
床面積の合計が50,000平方メートルを超える 58,000円				
(71) 良質住宅新築認定申請手数料				
床面積の合計が100平方メートル以下 6,200円				
床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下 8,600円				
床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下 13,000円				
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下 35,000円				
床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下 43,000円				
床面積の合計が50,000平方メートルを超える 58,000円				
(72) 住宅用家屋証明申請手数料 1,300円				
(73) 台帳記載事項証明交付手数料 300円				
(74) 用途地域証明交付手数料 300円				
備考				

設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 634

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	今治市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 第13条		
例規番号	平成17年条例第245号		
【基準】	<p>第13条の規定による。 (措置命令)</p> <p>第13条 市長は、第4条から第6条まで、第8条及び第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 490

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市海山城展望公園条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第196号		
【基準】	<p>第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 第5条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 491

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市海山城展望公園条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第196号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (使用料の納付) 第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 493

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市海山城展望公園条例 第11条及び第12条		
例規番号	平成17年条例第196号		
【基準】	<p>第11条及び第12条の規定による。 (過料)</p> <p>第11条 市長は、この条例又は許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>第12条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 495

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市鴨池海岸公園条例 第7条第1項		
例規番号	平成19年条例第21号		
【基準】	<p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号いずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 第4条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要であると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 496

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市鴨池海岸公園条例 第8条		
例規番号	平成19年条例第21号		
【基準】	第8条の規定による。 (使用料の納付) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 498

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市鴨池海岸公園条例 第10条及び第11条		
例規番号	平成19年条例第21号		
<p>【基準】 第10条及び第11条の規定による。 (過料) 第10条 市長は、この条例又は許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。 第11条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 500

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名根拠条項	今治市よしうみ亀老山展望公園条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第198号		
【基準】	<p>第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用の許可の条件に違反したとき。 (3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (4) 第5条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 501

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市よしうみ亀老山展望公園条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第198号		
【基準】	第9条の規定による。 (使用料の納付) 第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 503

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市よしうみ亀老山展望公園条例 第11条及び第12条		
例規番号	平成17年条例第198号		
<p>【基準】 第11条及び第12条の規定による。 (過料) 第11条 市長は、この条例又は許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。 第12条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 527

処分の概要	監督処分等		
例規名 根拠条項	今治市公園条例 第19条		
例規番号	平成17年条例第207号		
<p>【基準】 第19条の規定による。 (監督処分等)</p> <p>第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者 (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者 (3) 詐欺その他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。 (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じたとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 528

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市公園条例 第20条		
例規番号	平成17年条例第207号		
【基準】	<p>第20条の規定による。 (使用料の納付)</p> <p>第20条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条若しくは第17条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第4に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、使用許可の際、その全額を納付しなければならない。ただし、使用期間が1年以上のものについては、毎年度納付するものとし、初年度分は許可の際、次年度以降の分については当該会計年度分をその年度の4月末日までに納付しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、使用料を分納させることができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 531

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	今治市公園条例 第25条第1項		
例規番号	平成17年条例第207号		
<p>【基準】 第25条の規定による。 (検査等) 第25条 市長は、必要があると認めるときは、土地又は公園施設の使用状況等について使用者に報告を求め、実地について検査し、又はその結果に基づいて必要な措置を命ずることができる。 2 使用者は、前項の規定による報告及び検査を拒むことができない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 532

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市公園条例 第27条から第29条まで		
例規番号	平成17年条例第207号		
<p>【基準】 第27条から第29条までの規定による。 (過料)</p> <p>第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第4条の規定に違反した者 (2) 第5条の規定に違反した者 (3) 第17条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (4) 第19条の規定による市長の命令に違反した者 (5) 第23条の規定に違反した者 <p>第28条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各条の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 534

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市湯ノ浦パークゴルフ広場条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第208号		
【基準】	<p>第11条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。 (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。 (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認めるとき。 (5) 公益上必要があると認めるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、広場の管理上特に必要があると認めるとき。 <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 535

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市湯ノ浦パークゴルフ広場条例 第14条		
例規番号	平成17年条例第208号		
【基準】 第14条の規定による。 (使用料の納付) 第14条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 538

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市湯ノ浦パークゴルフ広場条例 第19条及び第20条		
例規番号	平成17年条例第208号		
<p>【基準】 第19条及び第20条の規定による。 (過料) 第19条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第10条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第3項の許可の条件に違反した者 (2) 第11条の規定により許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の停止を命じたにもかかわらず、これに従わない者 (3) 第12条の規定に違反した者 第20条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 614

処分の概要	公営住宅の家賃の徴収
例規名根拠条項	今治市営住宅条例 第16条第1項
例規番号	令和5年条例第18号
<p>【基準】</p> <p>第13条、第16条、第37条及び第38条の規定による。 (家賃の決定)</p> <p>第13条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第27条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>4 市長は、公営住宅の入居者(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者その他の省令第8条で定める者に該当する者に限る。)が第1項に規定する収入の申告をすること及び第34条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令第2条で定めるところにより、第34条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。 (家賃の納付)</p> <p>第16条 市長は、入居者から第10条第5項の入居可能日から当該入居者が公営住宅を明け渡した日(第30条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその請求をした日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)による。</p> <p>4 入居者が第39条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。 (公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第37条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (市営住宅の用途の廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第38条 市長は、市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわ</p>	

らず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 615

処分の概要	公営住宅の収入超過者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	今治市営住宅条例 第29条第1項		
例規番号	令和5年条例第18号		
<p>【基準】 第29条の規定による。 (収入超過者に対する家賃) 第29条 収入超過者は第13条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該収入超過者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算定した額を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項又は第3項に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 第15条及び第16条の規定は、第1項の家賃について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 616

処分の概要	公営住宅の高額所得者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	今治市営住宅条例 第31条第1項		
例規番号	令和5年条例第18号		
<p>【基準】</p> <p>第31条の規定による。 (高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第31条 高額所得者は、第13条第1項及び第4項並びに第29条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該高額所得者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明け渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>3 第15条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭について、第16条の規定は第1項の家賃についてそれぞれ準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 619

処分の概要	特定公共賃貸住宅の家賃の徴収		
例規名根拠条	今治市営住宅条例 第44条において準用する第16条第1項		
例規番号	令和5年条例第18号		
<p>【基準】 準用する第16条及び第38条並びに第43条の規定による。 (家賃の納付)</p> <p>第16条 市長は、入居者から第10条第5項の入居可能日から当該入居者が公営住宅を明け渡した日(第30条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその請求をした日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)による。</p> <p>4 入居者が第39条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。 (市営住宅の用途の廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第38条 市長は、市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (家賃の決定及び変更)</p> <p>第43条 特定公共賃貸住宅の毎月の家賃は、別表第2の(1)のとおりとする。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、家賃を変更することができる。</p> <p>(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 近傍同種の民間賃貸住宅又は特定公共賃貸住宅の家賃に比較して不相当となったと認めるとき。</p> <p>(3) 特定公共賃貸住宅について改良を施したことに伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるほか、特定公共賃貸住宅の管理上必要があると認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 622

処分の概要	小集落改良住宅の家賃の徴収
例規名根拠条	今治市営住宅条例 第49条第1項において準用する第16条第1項
例規番号	令和5年条例第18号
<p>【基準】 準用する第16条及び第38条並びに第46条及び第48条の規定による。 (家賃の納付)</p> <p>第16条 市長は、入居者から第10条第5項の入居可能日から当該入居者が公営住宅を明け渡した日(第30条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその請求をした日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)による。</p> <p>4 入居者が第39条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。 (市営住宅の用途の廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第38条 市長は、市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (家賃の決定及び変更)</p> <p>第46条 地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の法(以下「旧法」という。)第12条第1項及び住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)第13条の2第1項の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正前の政令第4条に規定する方法により算定した月割額を限度として定める小集落改良住宅の毎月の家賃は、別表第2の(2)のとおりとする。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による家賃を変更し、又は前項及び第49条の規定において準用する第15条の規定にかかわらず家賃を別に定めることができる。</p> <p>(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 小集落改良住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 小集落改良住宅について改良を施したとき。</p> <p>3 市長は、前項の規定により第1項の規定に基づく月割額(旧法第13条第3項の規定に基づく月割額と異なる場合においては、当該月割額)の限度を超えて家賃を定め又は変更しようとするときは、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聴かなければならない。 (収入超過者に対する措置等)</p> <p>第48条 市長は、収入超過者が小集落改良住宅に引き続き入居しているときは、当該収入超過者の収入が次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ各号に掲げる倍率を家賃の額に乗じた額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を限度として、割増賃料を徴収することができる。</p> <p>(1) 158,000円以下の場合 0.3</p> <p>(2) 158,000円を超え191,000円以下の場合 0.5</p> <p>(3) 191,000円を超える場合 0.8</p>	

- 2 第15条及び第16条の規定は、前項の割増賃料について準用する。
- 3 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うよう努めるものとする。

備考

設定年月日

令和5年3月31日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 625

処分の概要	その他住宅の家賃の徴収
例規名根拠条	今治市営住宅条例 第53条において準用する第16条第1項
例規番号	令和5年条例第18号
<p>【基準】</p> <p>準用する第16条及び第38条並びに第51条及び第52条の規定による。 (家賃の納付)</p> <p>第16条 市長は、入居者から第10条第5項の入居可能日から当該入居者が公営住宅を明け渡した日(第30条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその請求をした日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)による。</p> <p>4 入居者が第39条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。 (市営住宅の用途の廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第38条 市長は、市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (家賃の決定及び変更)</p> <p>第51条 特定住宅Aの毎月の家賃については、第13条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「次条第3項」とあるのは「第53条第1項の規定において準用する次条第3項」と、同条第1項及び第4項中「第34条第1項」とあるのは「第53条第1項の規定において準用する第34条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 特定住宅B、再開発住宅及び定住促進住宅の毎月の家賃は、別表第2の(3)のとおりとする。</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の家賃を変更することができる。</p> <p>(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 近傍同種の民間賃貸住宅又は前項に掲げるその他住宅の家賃に比較して不相当となったと認めるとき。</p> <p>(3) 前項に掲げるその他住宅について改良を施したことに伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるほか、前項に掲げるその他住宅の管理上必要があると認めるとき。 (再開発住宅の割増賃料)</p> <p>第52条 市長は、入居者が再開発住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者の第53条第3項の規定において準用する第14条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その後の収入)が次の各号に掲げる場合(第50条第3項第1号アに規定する場合に該当する入居者にあつては、当該収入が268,000円を超える場合に限る。)に応じ、それぞれ各号に掲げる倍率を家賃の額に乗じた額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を限度として、割増賃料を徴収することができる。</p> <p>(1) 200,000円を超え242,000円以下の場合 0.2</p> <p>(2) 242,000円を超える場合 0.4</p> <p>2 市長は、入居者からの収入の申告がない場合において、第53条第3項の規定において準用</p>	

する第34条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じないときは、家賃の額に0.4を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を限度として、割増賃料を徴収することができる。

3 第15条及び第16条の規定は、前2項の割増賃料について準用する。

備考

設定年月日

令和5年3月31日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 627

処分の概要	公営住宅の社会福祉法人等に対する使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市営住宅条例 第56条		
例規番号	令和5年条例第18号		
【基準】	<p>第56条の規定による。 (使用料)</p> <p>第56条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において公営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 628

処分の概要	公営住宅の社会福祉法人等に対する使用許可の取消し		
例規名根拠条項	今治市営住宅条例 第60条		
例規番号	令和5年条例第18号		
<p>【基準】 第60条の規定による。 (使用許可の取消し) 第60条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、公営住宅の使用許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。 			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 630

処分の概要	公営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての家賃の徴収		
例規名根拠条	今治市営住宅条例 第64条において準用する第16条第1項		
例規番号	令和5年条例第18号		
<p>【基準】</p> <p>準用する第16条、第37条及び第38条並びに第63条の規定による。 (家賃の納付)</p> <p>第16条 市長は、入居者から第10条第5項の入居可能日から当該入居者が公営住宅を明け渡した日(第30条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその請求をした日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)による。</p> <p>4 入居者が第39条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。 (公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第37条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (市営住宅の用途の廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第38条 市長は、市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (家賃の決定)</p> <p>第63条 第61条の規定による使用に供される公営住宅の毎月の家賃は、第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、当該公営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。</p> <p>2 第14条の規定は、前項の入居者の収入について準用する。この場合において、同条第3項中「第34条第1項」とあるのは「第64条の規定において準用する第34条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第13条第3項の規定は、第1項の近傍同種の住宅の家賃について準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第63条第1項」と読み替えるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 632

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市営住宅条例 第70条		
例規番号	令和5年条例第18号		
<p>【基準】 第70条の規定による。 (過料) 第70条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 657

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市下水道条例 第14条		
例規番号	平成17年条例第251号		
【基準】	<p>第14条及び第15条の規定による。 (使用料の徴収)</p> <p>第14条 市は、公共下水道の使用について、別に規則で定めるところにより、使用者から使用料を徴収する。 (使用料の算定)</p> <p>第15条 使用料の額は、使用者が排除した汚水量に応じ、別表に定めるところにより算定した額とする。</p>		
備考	「今治市特定環境保全公共下水道条例」及び「今治市小規模下水道条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 659

処分の概要	改善命令		
例規名 根拠条項	今治市下水道条例 第20条		
例規番号	平成17年条例第251号		
<p>【基準】 第20条の規定による。 (改善命令) 第20条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めたときは、排水設備又は除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。</p>			
備考	「今治市特定環境保全公共下水道条例」及び「今治市小規模下水道条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 661

処分の概要	占用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市下水道条例 第23条第2項		
例規番号	平成17年条例第251号		
<p>【基準】 第23条の規定による。 (占用) 第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下この条において「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、別に規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>2 市長は、前項の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占有物件については、この限りでない。</p> <p>(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件 (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占有物件 (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占有物件 (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件</p> <p>3 前項の占用料の額及び徴収時期については、今治市道路占用料徴収条例(平成17年今治市条例第233号)第2条及び第3条並びに今治市法定外公共用財産管理条例(平成17年今治市条例第260号)第6条の規定を準用する。</p>			
備考	「今治市特定環境保全公共下水道条例」及び「今治市小規模下水道条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 662

処分の概要	原状回復の指示等		
例規名 根拠条項	今治市下水道条例 第24条		
例規番号	平成17年条例第251号		
<p>【基準】 第24条の規定による。 (原状回復) 第24条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不適當であると認めるときは、この限りでない。 2 市長は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
備考	「今治市特定環境保全公共下水道条例」及び「今治市小規模下水道条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 663

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市下水道条例 第26条第1項		
例規番号	平成17年条例第251号		
【基準】	<p>第26条の規定による。 (手数料)</p> <p>第26条 手数料は、次に掲げるとおりとし、別に市長が定めるところによりこれを徴収する。</p> <p>(1) 指定工事店指定及び更新手数料 1件につき 5,000円</p> <p>(2) 責任技術者登録及び更新手数料 1件につき 3,500円</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 664

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市下水道条例 第28条から第30条まで		
例規番号	平成17年条例第251号		
<p>【基準】 第28条から第30条までの規定による。 (罰則) 第28条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 市長の許可を受けないで第4条の規定による期間を経過しても排水設備を設置しない者 (2) 第6条第1項の規定による確認を受けないで、排水設備等の新設等を実施した者 (3) 第8条第1項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を施行した者 (4) 第10条又は第11条の規定に違反し、除害施設の設置又は必要な措置をしなかった者 (5) 第6条、第7条、第12条及び第13条の規定による届出を怠った者 (6) 第18条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 (7) 第23条第1項(第25条において準用される場合を含む。)の規定による許可を受けないで、公共下水道の敷地又は排水施設を占用した者 (8) 第24条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定による指示に従わなかった者(第25条において準用される場合を含む。) (9) この条例による申請書、申告書、届出書、資料等に不実の記載をした者 第29条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。 第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 668

処分の概要	指定の取消し又は一時停止		
例規名 根拠条項	今治市下水道排水設備等指定工事店及び責任技術者に関する規則 第12条第3項		
例規番号	平成17年規則第231号		
【基準】	<p>第12条の規定による。 (指定の取消し又は一時停止)</p> <p>第12条 市長は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>2 市長は、指定工事店から前条第2項又は第3項の届出を受けたときは、指定の効力を一時停止し、又は一時停止を解除しなければならない。</p> <p>3 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を一時停止することができる。</p> <p>(1) 法令等に違反したとき。</p> <p>(2) 業務に関する不誠実な行為その他市長が指定工事店として不相当と認めたとき。</p> <p>(3) 第3条の指定の基準に適合しなくなったとき又は適合しないことが判明したとき。</p> <p>(4) 第5条第2項又は第10条第2項に規定する指定工事店指定手数料又は指定更新手数料を納付しないとき。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 672

処分の概要	登録の取消し又は一時停止		
例規名 根拠条項	今治市下水道排水設備等指定工事店及び責任技術者に関する規則 第21条		
例規番号	平成17年規則第231号		
<p>【基準】 第21条の規定による。 （登録の取消し又は一時停止） 第21条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の取消し又は6月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令等に違反したとき。 (2) 業務に関する不誠実な行為その他市長が責任技術者として不相当と認めるとき。 (3) 第14条第2項の各号に該当することとなったとき又は該当することが判明したとき。 			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 673

処分の概要	負担金の徴収		
例規名 根拠条項	今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例 第1条		
例規番号	平成17年条例第252号		
<p>【基準】 第1条、第2条及び第4条の規定による。 (趣旨) 第1条 この条例は、公共下水道に係る下水道事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条の規定に基づく受益者負担金及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく分担金(以下「負担金」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。 (受益者) 第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地又は規則で定める家屋(以下「土地等」という。)の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地等については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人と土地等の所有者との協議が成立したときは、当該権利者をいう。 2 市長は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。 (負担金の額) 第4条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が第6条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地等で、同条の規定により公告された区域内のもの面積又は戸数に対し、負担区ごとに別表の額を乗じて得た額とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 675

処分の概要	徴収猶予の取消し		
例規名根拠条項	今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第252号		
【基準】	<p>第10条の規定による。 (徴収猶予の取消し)</p> <p>第10条 前条の規定により負担金の徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その徴収猶予を取り消し、その猶予に係る負担金のうち、徴収猶予を取り消した日までに納期限が到来している負担金を一時に徴収することができる。</p> <p>(1) 徴収猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき。</p> <p>(2) 徴収猶予期限までに当該負担金を納付しないとき。</p> <p>(3) 第12条各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収猶予をした期限までにその猶予に係る負担金の全額を徴収することができないと認められるとき。</p> <p>(4) 徴収猶予を受けている農地、池、山林、原野及び雑種地のうちこれらに類する土地の受益者が所有権又は地上権等を他人に移転しようとするとき。</p>		
備考	「今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 677

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例 第16条第1項		
例規番号	平成17年条例第252号		
<p>【基準】 第16条及び附則第5項の規定による。 (延滞金)</p> <p>第16条 受益者は、第8条第3項の納期限後にその負担金を納付する場合においては、当該負担金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる負担金額に1,000円未満の端数があるとき又はその負担金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 第1項に規定する延滞金の額の計算につき同項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</p> <p>5 第1項に規定する延滞金は、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>5 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>			
備考	「今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 679

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市特定環境保全公共下水道条例 第10条から第12条まで		
例規番号	平成17年条例第253号		
<p>【基準】 第10条から第12条までの規定による。 (罰則)</p> <p>第10条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第4条第1項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を施行した者 (2) 第8条において準用する下水道条例第6条第1項の規定による確認を受けずに、排水設備等の新設等を実施した者 (3) 第8条において準用する下水道条例第10条又は第11条の規定に違反し、除害施設の設置又は必要な措置をしなかった者 (4) 第8条において準用する下水道条例第6条、第7条、第12条及び第13条の規定による届出を怠った者 (5) 第8条において準用する下水道条例第18条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 (6) 第8条において準用する下水道条例第23条第1項の規定による許可を受けずに、特定環境保全公共下水道の敷地又は排水施設を占用した者 (7) 第8条において準用する下水道条例第24条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定による指示に従わなかった者 (8) この条例による申請書、申告書、届出書及び資料等に不実の記載をした者 <p>第11条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 681

処分の概要	水洗便所への改造命令		
例規名根拠条項	今治市小規模下水道条例 第7条第3項及び第4項		
例規番号	平成17年条例第254号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (水洗便所への改造義務等)</p> <p>第7条 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物の所有者は、他の法令に規定するもののほか、第4条第2項の規定により告示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所(污水管が下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。</p> <p>2 建築基準法第31条第1項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>4 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。</p> <p>5 市長は、前2項の規定により命令しようとするときは、あらかじめ、当該命令をしようとする者について聴聞を行わなければならない。ただし、その者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、この限りでない。</p> <p>6 市長は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあっ旋、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 682

処分の概要	過料
例規名根拠条項	今治市小規模下水道条例 第15条から第17条まで
例規番号	平成17年条例第254号
<p>【基準】</p> <p>第15条から第17条までの規定による。 (罰則)</p> <p>第15条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市長の許可を受けないで第5条第1項の規定による期間を経過しても排水設備を設置しない者 (2) 第6条第1項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を施行した者 (3) 第7条第3項及び第4項の規定による命令に違反した者 (4) 第8条の規定に違反して、し尿を小規模下水道に排除した者 (5) 第10条第1項において準用する下水道条例第6条第1項の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を実施した者 (6) 第10条第1項において準用する下水道条例第6条、第7条、第12条及び第13条の規定による届出を怠った者 (7) 第10条第1項において準用する下水道条例第10条又は第11条の規定に違反し、除害施設の設置又は必要な措置をしなかった者 (8) 第10条第1項において準用する下水道条例第18条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 (9) 第10条第1項において準用する下水道条例第21条の規定による許可を受けないで、同条に規定する行為をした者 (10) 第10条第1項において準用する下水道条例第23条第1項の規定による許可を受けないで、小規模下水道の敷地又は排水施設を占用した者 (11) 第10条第1項において準用する下水道条例第24条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定による指示に従わなかった者 (12) 第10条第2項において準用する下水道法第11条の2又は第12条の3第2項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は不実の届出をした者 (13) 第10条第2項において準用する下水道法第12条の2第1項又は第5項の規定に違反した者 (14) 第10条第2項において準用する下水道法第12条の3第1項又は第12条の4の規定による届出をせず、又は不実の届出をした者 (15) 第10条第2項において準用する下水道法第12条の5若しくは第37条の2の規定による命令に違反した者 (16) 第10条第2項において準用する下水道法第12条の6第1項の規定に違反した者 (17) 第10条第2項において準用する下水道法第12条の7又は第12条の8第3項の規定による届出をせず、又は不実の届出をした者 (18) 第10条第2項において準用する下水道法第12条の11の規定による記録をせず、又は不実の記録をした者 (19) 第10条第2項において準用する下水道法第13条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 (20) 第10条第2項において準用する下水道法第39条の2の規定による報告をせず、又は不実の報告をした者 (21) この条例による申請書、申告書、届出書、資料等に不実の記載をした者 <p>第16条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は</p>	

人に対しても、各本条の過料を科する。

備考

設定年月日

令和5年3月31日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 683

処分の概要	分担金の徴収		
例規名根拠条項	今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例 第1条		
例規番号	平成17年条例第255号		
<p>【基準】 第1条から第3条までの規定による。 (趣旨) 第1条 この条例は、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業及び市設置の生活排水処理事業(以下「小規模下水道事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく分担金(以下「分担金」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。 (受益者) 第2条 この条例において「受益者」とは、下水道事業により築造される小規模下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地又は家屋(以下「土地等」という。)の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地等については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人と土地等の所有者との協議が成立したときは、当該権利者をいう。 2 市長は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。 (分担金の額) 第3条 受益者が負担する分担金の額は、当該受益者が次条において準用する今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年今治市条例第252号。次条において「公共下水道負担条例」という。)第6条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地等で、同条の規定により公告された区域内のものの面積又は戸数に対し、負担区ごとに別表の額を乗じて得た額とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 404

処分の概要	料金等の徴収		
例規名 根拠条項	今治市飲料水供給施設条例 第4条第1項		
例規番号	平成29年条例第20号		
【基準】	<p>第4条の規定による。 (料金等)</p> <p>第4条 市長は、給水を受ける者から料金、手数料及び加入金(以下「料金等」という。)を徴収する。</p> <p>2 料金等は、今治市給水条例(平成17年今治市条例第263号。以下「給水条例」という。)第23条から第24条まで、及び第28条から第29条まで並びに別表第1、別表第2及び別表第3の規定を準用する。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 405

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市飲料水供給施設条例 第6条及び第7条		
例規番号	平成29年条例第20号		
<p>【基準】 第6条及び第7条の規定による。 (過料) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 前条において準用する給水条例第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕又は撤去した者 (2) 正当な理由なくして、前条において準用する給水条例第16条第1項の使用水量の計量、同条第2項のメーターの設置、前条において準用する給水条例第31条の調査若しくは検査又は前条において準用する給水条例第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者 (3) 前条において準用する給水条例第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者 (4) 料金等の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者 第7条 市長は、詐欺その他不正の行為により料金及び手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 406

処分の概要	配水管の施設に要する費用の徴収		
例規名 根拠条項	今治市雑用水道給水条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第175号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 （配水管の施設に要する費用の負担） 第9条 需用者の給水の申込みによって新たに配水管の設置が必要となる場合は、別に定める基準により、その施設に要する費用の全部又は一部を需用者に負担させることができる。 2 前項の費用に関し必要な事項は、別に定める。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 408

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	今治市雑用水道給水条例 第10条第2項		
例規番号	平成17年条例第175号		
<p>【基準】 第10条の規定による。 （流末施設の工事） 第10条 流末施設の工事は、需用者が施工するものとする。この場合において、需用者は、事前に市長の承認を得て施工し、しゅん工後直ちに検査を受けなければならない。 2 流末施設は、随時立入検査をすることができるものとし、その結果に基づき構造及び管理の改善その他必要な措置を需用者に命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 409

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市雑用水道給水条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第175号		
<p>【基準】 第15条の規定による。 (使用料の算定) 第15条 使用料は、基本料金及び超過料金とし、それぞれ次に掲げる額とする。 (1) 基本料金 基本使用水量1立方メートル当たり 55円 (2) 超過料金 超過使用水量1立方メートル当たり 66円 2 使用料は、前項の区分ごとの使用量に同項に掲げる額を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 411

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市雑用水道給水条例 第20条及び第21条		
例規番号	平成17年条例第175号		
<p>【基準】 第20条及び第21条の規定による。 (過料) 第20条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第10条の承認を受けないで、流末施設を工事した者 (2) 正当な理由がなくて、第14条第1項の使用水量の計量、第10条の検査又は第19条の給水の停止を拒み、又は妨げた者 (3) 第15条の使用料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者 第21条 市長は、詐欺その他不正の行為により料金、使用料又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 719

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	今治市給水条例 第20条第5項		
例規番号	平成17年条例第263号		
【基準】	<p>第20条の規定による。 (水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項において給水装置(第17条第4項に規定する装置を除く給水装置)の修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。</p> <p>3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。</p> <p>4 水道使用者等は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、前3項に定める責任を負わなければならない。</p> <p>5 市長は、水道使用者等が善良な管理者の注意を怠ったときは、汚染防止又は障害除去のために必要な措置を命ずることができる。</p>		
備考	「今治市飲料水供給施設条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 720

処分の概要	料金の徴収		
例規名根拠条項	今治市給水条例 第22条		
例規番号	平成17年条例第263号		
【基準】	<p>第22条及び第23条の規定による。 (料金の支払義務)</p> <p>第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。 2 給水装置を共同して使用する者は、料金について連帯して納付義務を負うものとする。 3 給水装置を無届で使用した者は、前利用者から引き続いて使用したものとみなす。 (料金)</p> <p>第23条 料金は、別表第1の区分により算定した額とし、使用水量が基本水量に満たない場合でも、基本料金を徴収する。この場合において、同表の用途は、別に定める基準により市長が認定する。</p>		
備考	「今治市飲料水供給施設条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 721

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市給水条例 第28条		
例規番号	平成17年条例第263号		
<p>【基準】 第28条の規定による。 (手数料) 第28条 手数料は、別表第2の区分により算定した額を、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認める申込者からは、申込み後これを徴収することができる。 2 設計審査に特別の費用を要するときは、その実費を手数料に加算することができる。</p>			
備考	「今治市飲料水供給施設条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 722

処分の概要	加入金の徴収		
例規名 根拠条項	今治市給水条例 第29条		
例規番号	平成17年条例第263号		
<p>【基準】 第29条の規定による。 (加入金) 第29条 給水装置の新設及び改造(メーターの増径を伴うものに限る。以下同じ。)の申込者から、別表第3の区分の額を加入金として徴収する。ただし、改造の申込者から徴収する加入金は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額との差額相当額とする。</p> <p>2 加入金は、給水装置工事の申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、納期を延長することができる。</p> <p>3 既納の加入金は、返還しない。ただし、第1項の給水装置工事を中止し、又は変更したときは、この限りでない。</p>			
備考	「今治市飲料水供給施設条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 724

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市給水条例 第35条及び第36条		
例規番号	平成17年条例第263号		
<p>【基準】 第35条及び第36条の規定による。 (過料)</p> <p>第35条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者 (2) 正当な理由がなくて、第16条第1項の使用水量の計量、同条第2項のメーターの設置、第31条の調査若しくは検査又は第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者 (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者 (4) 料金、手数料又は加入金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者</p> <p>第36条 市長は、詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 727

処分の概要	指定の取消し及び停止		
例規名根拠条項	今治市指定給水装置工事事業者の指定等に関する規程 第7条		
例規番号	平成28年水道部規程第1号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (指定の取消し及び停止)</p> <p>第7条 市長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、法第25条の11の規定により指定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第4条に規定する指定の基準に適合しなくなったとき。 (2) 第11条の規定による主任技術者の選任又は解任の届出をしなかったとき。 (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 第12条に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。 (5) 第15条第3項の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 (6) 第16条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 (7) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。 (8) 不正な手段により第4条の指定を受けたとき。 <p>2 前項各号のいずれかに該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、市長は指定の取消しに替えて6箇月を超えない範囲内において、指定を取消すことを留保して行う措置(指定給水装置工事業者としての業務を一時停止することの指導等)を行うことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 730

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	今治市工業用水道事業給水条例 第12条第2項		
例規番号	平成17年条例第264号		
<p>【基準】 第12条の規定による。 (流末施設の工事) 第12条 流末施設の工事は、需要者が施行するものとする。この場合において、需要者は、その設計書を市長に提出し、承認を得て施行し、しゅん工後直ちに市長の検査を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、流末施設を調査することができる。この場合において、市長は、その結果に基づきその構造及び管理の改善その他必要な措置を需要者に命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 731

処分の概要	料金の徴収																																																
例規名根拠条項	今治市工業用水道事業給水条例 第20条																																																
例規番号	平成17年条例第264号																																																
<p>【基準】 第20条の規定による。 (料金) 第20条 料金は、基本料金及び超過料金とし、それぞれ次のとおりとする。 (1) 今治工業用水道事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">基本料金</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 15%;">金額</th> <th style="width: 45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種</td> <td>基本料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>11円93銭5厘</td> <td>基本使用水量について適用する。</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>23円87銭</td> <td>超過使用水量について適用する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>基本料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>13円9銭</td> <td>基本使用水量について適用する。</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>26円18銭</td> <td>超過使用水量について適用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1種は、今治市公営企業の設置等に関する条例(平成17年今治市条例第261号)別表第1第3号の表に規定する給水区域のうち、菊間町種の一部以外の地域の需要者に適用し、第2種は、菊間町種の一部の地域の需要者に適用する。</p> <p>(2) 菊間工業用水道事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">基本料金</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 15%;">金額</th> <th style="width: 45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">菊間川水系分</td> <td>基本料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>12円11銭</td> <td>基本使用水量について適用する。</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>24円22銭</td> <td>超過使用水量について適用する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">歌仙ダム水系分</td> <td>基本料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>55円</td> <td>基本使用水量について適用する。</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>66円</td> <td>超過使用水量について適用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>				区分	基本料金	単位	金額	備考	第1種	基本料金	1立方メートル当たり	11円93銭5厘	基本使用水量について適用する。	超過料金	1立方メートル当たり	23円87銭	超過使用水量について適用する。	第2種	基本料金	1立方メートル当たり	13円9銭	基本使用水量について適用する。	超過料金	1立方メートル当たり	26円18銭	超過使用水量について適用する。	区分	基本料金	単位	金額	備考	菊間川水系分	基本料金	1立方メートル当たり	12円11銭	基本使用水量について適用する。	超過料金	1立方メートル当たり	24円22銭	超過使用水量について適用する。	歌仙ダム水系分	基本料金	1立方メートル当たり	55円	基本使用水量について適用する。	超過料金	1立方メートル当たり	66円	超過使用水量について適用する。
区分	基本料金	単位	金額	備考																																													
第1種	基本料金	1立方メートル当たり	11円93銭5厘	基本使用水量について適用する。																																													
	超過料金	1立方メートル当たり	23円87銭	超過使用水量について適用する。																																													
第2種	基本料金	1立方メートル当たり	13円9銭	基本使用水量について適用する。																																													
	超過料金	1立方メートル当たり	26円18銭	超過使用水量について適用する。																																													
区分	基本料金	単位	金額	備考																																													
菊間川水系分	基本料金	1立方メートル当たり	12円11銭	基本使用水量について適用する。																																													
	超過料金	1立方メートル当たり	24円22銭	超過使用水量について適用する。																																													
歌仙ダム水系分	基本料金	1立方メートル当たり	55円	基本使用水量について適用する。																																													
	超過料金	1立方メートル当たり	66円	超過使用水量について適用する。																																													
備考																																																	
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日																																														

ID: 733

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市工業用水道事業給水条例 第26条及び第27条		
例規番号	平成17年条例第264号		
<p>【基準】 第26条及び第27条の規定による。 (過料) 第26条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第8条の承認を受けないで、給水施設の新設、増設、改造又は撤去をした者 (2) 正当な理由なくして、第18条第1項の水量メーター点検を防げた者 第27条 市長は、詐欺その他不正の行為により、料金又は負担金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 47

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市立小中学校体育施設の管理に関する条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第74号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料の納付) 第7条 屋内運動場の使用許可を受けたものは、別表に定める使用料を指定期日までに納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 50

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市立小中学校体育施設の管理に関する条例 第10条第1項		
例規番号	平成17年条例第74号		
<p>【基準】</p> <p>第10条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消しその他の処分)</p> <p>第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。</p> <p>(1) 使用許可の条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。 (3) 市又は学校において使用の必要を生じたとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 51

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市立小中学校体育施設の管理に関する条例 第12条及び第13条		
例規番号	平成17年条例第74号		
<p>【基準】 第12条及び第13条の規定による。 (過料) 第12条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第3条の使用許可を受けずに、体育施設を使用した者 (2) 第10条の規定に基づき使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限したにもかかわらず、これに従わない者 第13条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 53

処分の概要	退室の決定		
例規名根拠条項	今治市適応指導教室条例施行規則 第5条		
例規番号	平成17年教育委員会規則第22号		
【基準】	<p>第5条の規定による。 (退室)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当し、退室を決定したときは、退室通知書(別記様式第3号)により保護者及び学校長に通知するものとする。</p> <p>(1) 保護者から退室届(別記様式第4号)が提出されたとき。</p> <p>(2) 他の児童及び生徒に害を及ぼす行為があり、通室が望ましくないと判断されたとき。</p> <p>(3) 在籍校へ復帰し、通室の必要がなくなったとき。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 55

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市公民館条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第81号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 56

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	今治市公民館条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第81号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料の納付) 第7条 使用者は、中央公民館、朝倉公民館、玉川公民館、波方公民館、大西公民館、菊間公民館、宮窪公民館、伯方公民館又は大三島公民館を使用するときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 59

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市公民館条例 第12条及び第13条		
例規番号	平成17年条例第81号		
<p>【基準】 第12条及び第13条の規定による。 (過料) 第12条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第5条の規定に違反した者 (2) 第6条の規定に基づき、公民館の使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第13条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 61

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市立花カルチャーセンター条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第82号		
【基準】	<p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 62

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市立花カルチャーセンター条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第82号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (過料) 第9条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第6条の規定に違反した者 (2) 第7条の規定に基づき使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 64

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市美須賀コミュニティプラザ条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第83号		
【基準】	<p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 65

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市美須賀コミュニティプラザ条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第83号		
【基準】	第8条の規定による。 (使用料の納付) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、前納しなければならない。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 68

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市美須賀コミュニティプラザ条例 第12条及び第13条		
例規番号	平成17年条例第83号		
<p>【基準】 第12条及び第13条の規定による。 (過料) 第12条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第6条の規定に違反した者 (2) 第7条の規定に基づき使用許可の条件を変更し、又は許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第13条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 70

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名根拠条項	今治市開発総合センター条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第84号		
【基準】	<p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用の許可の条件に違反したとき。 (3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (4) 第4条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 71

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市開発総合センター条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第84号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (使用料の納付) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 75

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市開発総合センター条例 第15条及び第16条		
例規番号	平成17年条例第84号		
<p>【基準】 第15条及び第16条の規定による。 (過料) 第15条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第6条の規定に違反した者 (2) 第7条の規定に基づき、使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第16条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 77

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市吉海学習交流館条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第87号		
【基準】	<p>第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 78

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市吉海学習交流館条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第87号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料の納付) 第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 82

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市吉海学習交流館条例 第12条及び第13条		
例規番号	平成17年条例第87号		
<p>【基準】 第12条及び第13条の規定による。 (過料) 第12条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第5条の規定に違反した者 (2) 第6条の規定に基づき使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 (3) 第10条の許可を受けずに同条に規定する行為をした者 第13条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 84

処分の概要	図書館利用の制限		
例規名 根拠条項	今治市立図書館条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第89号		
<p>【基準】 第5条の規定による。 （図書館利用の制限） 第5条 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を拒むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。 (3) 図書館の提供する資料又は施設設備を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。 (4) 係員の指示に従わないとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が不相当と認めるとき。 <p>2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、以降の貸出を中止し、又は一定の期間貸出を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 図書館の提供する資料を所定の期限内に返却しなかったとき。 (2) 図書館の提供する資料及び設備を損傷し、亡失し、又は汚損し、弁償が完了していないとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が不相当と認めるとき。 			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 87

処分の概要	施設利用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市立図書館条例 第7条第2項		
例規番号	平成17年条例第89号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (施設利用の承認)</p> <p>第7条 次に掲げる施設を利用しようとする者は、別に規則で定めるところにより、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 今治市立中央図書館 ア 対面朗読室 イ 視聴覚室 ウ 会議室 エ ギャラリー</p> <p>(2) 今治市立波方図書館 ア 会議室 イ ギャラリー</p> <p>(3) 今治市立大三島図書館 ア 会議室 イ 視聴覚室</p> <p>2 教育委員会は、前項の施設の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をせず、又は既にした承認を取り消し、若しくは使用の一時停止をすることができる。</p> <p>(1) 営利を目的としているとき。 (2) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。 (3) 施設を損傷するおそれがあるとき。 (4) その他施設の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 89

処分の概要	駐車場の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市立図書館条例 第16条		
例規番号	平成17年条例第89号		
<p>【基準】 第16条の規定による。 (使用料) 第16条 駐車場の使用料(以下「使用料」という。)は、次のとおりとする。 (1) 図書館利用者は、図書館開館中無料とする。 (2) 図書館利用者以外の者は、30分までごとに100円とする。 (3) 最初の15分は、無料とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 92

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市立図書館条例 第24条及び第25条		
例規番号	平成17年条例第89号		
<p>【基準】 第24条及び第25条の規定による。 (過料) 第24条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第3条の規定に違反した者 (2) 第7条の承認を受けずに同条に規定する施設を利用した者 (3) 第14条の許可を受けずに駐車場を使用した者 第25条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 136

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名根拠条項	今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第95号		
【基準】	<p>第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。 (2) 使用の許可を受けた目的に違反したとき。 (3) 使用の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (4) 天災その他避けることができない理由により必要があると認めるとき。 (5) 公益上必要があると認めるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、古墳館の管理上特に必要があると認めるとき。 <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 137

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第95号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (使用料の納付) 第9条 有料施設を使用する者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。 2 特別使用する者は、別表第2に定める特別使用料を納付しなければならない。 3 前2項の使用料は、指定期日までに納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 140

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例 第16条及び第17条		
例規番号	平成17年条例第95号		
<p>【基準】 第16条及び第17条の規定による。 (過料) 第16条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第4条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第7条の規定に違反した者 (3) 第8条の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 (4) 前条の規定に違反した者 第17条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和6年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 143

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名根拠条項	今治市大西藤山歴史資料館条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第97号		
【基準】	<p>第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可を受けた目的に違反したとき。</p> <p>(3) 使用の許可の申請書に偽りの記載をし、又は、不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 天災その他避けることができない理由により必要があると認めるとき。</p> <p>(5) 公益上必要があると認めるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、資料館の管理上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 144

処分の概要	使用料等の徴収		
例規名根拠条項	今治市大西藤山歴史資料館条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第97号		
【基準】	<p>第9条の規定による。 (使用料等の納付)</p> <p>第9条 資料館の施設を使用する場合、使用者は別表第1に定める使用料を指定期日までに納付しなければならない。</p> <p>2 資料館の展示物を観覧しようとする者は、別表第2に定める観覧料を観覧の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。</p> <p>3 特別使用する者は、別表第3に定める特別使用料を納付しなければならない。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 147

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市大西藤山歴史資料館条例 第16条及び第17条		
例規番号	平成17年条例第97号		
<p>【基準】 第16条及び第17条の規定による。 (過料) 第16条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第4条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第7条の規定に違反した者 (3) 第8条の規定により許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 (4) 第14条の規定に違反した者 第17条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和6年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 170

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	今治市大三島少年自然の家条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第103号		
【基準】	<p>第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用の許可の条件に違反したとき。 (3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (4) 第5条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は生じた損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 171

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市大三島少年自然の家条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第103号		
【基準】	第8条の規定による。 (使用料の納付) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、指定期日までに納付しなければならない。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 174

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市大三島少年自然の家条例 第13条及び第14条		
例規番号	平成17年条例第103号		
<p>【基準】 第13条及び第14条の規定による。 (過料) 第13条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) 第4条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者 (2) 第6条の規定に違反した者 (3) 第7条の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者 第14条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 176

処分の概要	貸出しの停止		
例規名根拠条項	今治市立視聴覚ライブラリー条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第105号		
【基準】	第8条の規定による。 (貸出しの停止) 第8条 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者に対しては、その後の貸出しを停止する。		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 177

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市立視聴覚ライブラリー条例 第13条		
例規番号	平成17年条例第105号		
【基準】	<p>第13条の規定による。 (過料)</p> <p>第13条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第5条第1項の許可を受けずに視聴覚機材等を利用した者又は同条第3項の許可の条件に違反した者</p> <p>(2) 第7条の規定に違反した者</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 42

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	今治市消防関係手数料条例 第1条		
例規番号	平成17年条例第71号		
【基準】	<p>第1条及び第2条の規定による。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、消防に関する特定の者のためにする事務については、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。</p> <p>(手数料)</p> <p>第2条 手数料は、別表の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表右欄に掲げる金額とする。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 44

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	今治市消防関係手数料条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第71号		
【基準】 第7条の規定による。 (過料) 第7条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 735

処分の概要	指定催しの指定		
例規名 根拠条項	今治市火災予防条例 第42条の2第1項		
例規番号	平成17年条例第268号		
<p>【基準】 第42条の2の規定による。 (指定催しの指定)</p> <p>第42条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。</p> <p>2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。</p> <p>3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5

処分の概要	過料		
例規名根拠条項	今治市議会個人情報保護条例 第56条		
例規番号	令和4年条例第47号		
【基準】 第56条の規定による。 第56条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日